

平成25年第1回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成25年 3月 6日
 本日の会議 平成25年 3月 8日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒 井 通 博 君 議 事 課 長 村 山 和 聡 君
 参 事 浜 野 洋 子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	建 設 部 長 鈴木 典秀 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	教 育 次 長 勝本 真二 君
政 策 推 進 課 長 松添 高明 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
財 務 課 長 宮崎 望 君	管 財 課 長 山下多喜男 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君
企 画 課 長 松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長 浜口 務 君	管 理 課 長 吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 谷口 一美 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君
会 計 課 長 酒井喜代彦 君	国 体 事 務 局 長 藤田 茂 君
情 報 管 理 課 長 中村 文彦 君	

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員

7番 金子

恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時26分

平成25年第1回長与町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年 3月 8日(金)
午前 9時30分 開議

日 程	件 名
1	一 般 質 問

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順10、安部 都議員の 学童保育の現状と今後の問題点と展望について、 長与町図書館と学校図書館との連携について、 ブックスタート取り組みの進捗状況についての質問を同時に許します。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

皆様、おはようございます。

本日は3.8の国際女性デーの日であります。アメリカの女性たちが女性の権利を獲得するために活動した日です。本日も女性の議員が3人登板いたしますが、1番バッターとして張り切ってまいります。

それでは、質問に移らせていただきます。

学童保育の現状と今後の問題点と展望についてお伺いいたします。

学童保育は、保護者の共働き、ひとり親家庭にとって必要不可欠であります。全国でも学童の待機児童が50万人と推測されています。2012年、子ども・子育て支援法が制定され、児童福祉法も改定されました。今後は市町村の条例で基準を定め、整備計画等を決定していかなければなりません。以上のことで、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

長与町図書館と学校図書館との連携についてお伺いいたします。

図書館建設に向けては図書館整備計画検討委員会で協議中ですが、これからの開かれた解放感のある、町民にとって憩いの場となる図書館建設に向けての新たな見解と、学校において言語活動の充実を主眼とする新しい学習指導要領は、昨年度から小学校で、今年度から中学校でも順次実施されていく予定であります。そこで、本町の学校図書館での新聞活用を生かした授業の取り組みと町図書館との連携についてお伺いをいたします。

ア、長与町図書館建設に向けての新たな展開と目的と展望はいかがでしょうか。

イ、町図書館と学校図書館と連携を図ることで子供たちの豊かな能力アップと健全なる育成のために必要と思いますが、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

ウ、学校図書館の新聞活用は、言語活動の充実と人間形成において重要な役割となります。その取り組みは、授業の中で今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

ブックスタート取り組みの進捗状況についてお伺いいたします。

乳幼児健診時に絵本を配布するブックスタートが全国でも開始されていますが、本町でのその後の進捗状況をお伺いいたします。

答弁をよろしくお伺いいたします。

議長

(山口経正議員)

町 長

町長。
(吉田愼一君)

皆様、おはようございます。

きょう第1番目の安部議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

なお、2番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。私の方からは、1番目、そして3番目の御質問に対してお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、1番目の御質問でございます学童保育の現状につきましては、町内各小学校区に、長与小、長与南小校区にそれぞれ2クラブ、残りの校区に各1クラブの計7クラブが開設されておまして、登録児童数は438名になっております。

今後の問題点と展望につきましては、平成24年8月10日にいわゆる子ども・子育て関連三法が成立し、8月22日に公布されました。子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業があり、放課後児童クラブにつきましては地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけられておるところでございます。国では平成27年度の本格施行を想定いたしまして準備が進められているようでございますので、今後、具体的な指針等、国から徐々に示されてくるものと思っております。町としましては、国、県からの情報に注視をいたしまして、総合的かつ計画的に子ども・子育て支援の充実のため速やかな対応ができるように準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ブックスタートの取り組みでございますけれども、議員御質問の取り組みの進捗状況についてですけれども、ブックスタート事業は、赤ちゃんに愛情を持って語りかけることで赤ちゃんと保護者がお互いに心を通い合わせ、幸せを感じることの芽生えとなっていく大変有意義な事業であることは認識をいたしております。

しかし、この事業を行うに当たっては、配布する本の選定や読み聞かせを担当する専門的な方など広い分野の連携が必要であることから、現時点では残念ながら実施できておりませんが、幼児から小学校低学年を対象として、毎週土曜日の午後に図書館でボランティアと司書によるお話会を、乳幼児親子を対象に、子育て支援センターで月曜日と金曜日の午後に保育士による紙芝居と絵本読み聞かせ等々を実施をしておるところでございます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

教育長。

教 育 長

(黒田義和君)

2点目の長与町図書館と学校図書館との連携について、(1)長与町図書館建設へ向けて新たな理念と目的と展望について回答いたします。

図書館の担う役割を歴史的に見てみますと、元来、図書や資料を収集し蓄積していくことに主眼が置かれ、図書館の中で本を読んだり調べ物をするこ

とが図書館の役割でございました。それが20世紀後半ごろから、図書館内での利用よりも貸し出しこそが図書館の基本的なサービスであるというふうになってまいりました。

現在、長与町図書館は小規模な施設ではありますが、郷土資料などの蓄積はもちろん、利用者のニーズに応じて、所蔵していないものがあれば購入したり、県立図書館や県外の図書館と連携したりして提供するというサービスも行っております。しかし、最近では、この公共図書館に対して、これまでの機能の一層充実に加え、住民の学習や生活、文化活動などへの積極的な支援や、町づくり、地域づくりに対する情報提供などが求められており、昨年は公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準が改正され、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化、多様化に対する規定が整備されたところでございます。

本町の新図書館建設につきましては、御案内のとおり昨年の7月に図書館整備計画検討委員会を立ち上げ、これまで視察研修や講演会等も含めて4回の会合を持ったところでございます。

新図書館の施設につきましては、昨日も町長が答弁いたしましたように、本町の人口規模を想定しますと蔵書数や必要面積などはそれ相応のものが必要になってまいりますので、詳細についてはこれから協議してまいります。ただ、現在でも検討委員会の中で、駐車場にゆとりがあるかないかで図書館利用は大きく変わるという意見がたくさん出ております。新図書館建設に向けて場所などが定まらない中でございますが、委員の皆様のイメージや認識の共有化が少しずつ図られていっているのではないかなというふうに考えております。今後、この委員会における議論を一層深めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の町の図書館と学校図書館との連携について回答いたします。

学校図書館というより図書室というようなイメージで回答いたしますが、町の図書館と町内の学校との間では、これまでもさまざまな事業に取り組んでまいりました。

まず一つは、学級文庫への貸し出しです。小学校の各クラスに学校司書が厳選した40冊を貸し出していただき、朝の読書タイム等で利用しております。また、調べ学習でどうしても必要な本があれば、司書の先生にお願いして町の図書館から借りられるようになっております。また、夏休みには、夏の子供読書クラブという名目で、読み聞かせやブックトークに小学1年生から3年生までの約80名が参加しております。また、中学、高校生については、職場体験やインターンシップなどの受け入れを図書館事業の一環として行っております。

御指摘のように、町の図書館と学校の図書室との連携は不可欠なものでございますので、資料提供はもちろん、町の図書館職員と学校の司書教諭等との交流、連携も強化してまいりたいと考えております。

3点目の学校図書館の新聞活用について回答いたします。

安部議員さん御指摘のとおり、言語活動の充実は新しい学習指導要領の目

玉の一つでございます。その具体的な取り組みの中に図書室の活用もございます。また、小学4年生の国語の教科書に新聞をつくらうという学習がございます。また、5年生では、新聞を読もうという学習があり、そのねらいは、新聞の特色を知り、よさやおもしろさを見つけて生活や学習の中に取り入れていきたいと思いますと記されていて、新聞を教材として新聞をいろいろな角度から見て、新聞を通してさまざまな知識や情報が得られるように仕組みられています。さらに、国語科に限らず社会科や総合的な学習の時間などでも新聞を積極的に活用した授業に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

それでは再質問に移らせていただきます。

まずは1点目の学童保育についてですけれども、24年度8月に子ども・子育て関連三法が制定されまして、地域子ども・子育て支援事業の一つとして学童保育は位置づけられることとなりました。

そこで、本年度内に取り組みを以下の4点を実施する必要があります。1点目、地方版の子ども・子育て会議の設置、2点目、支援事業計画策定のためのニーズ調査、3点目、地域子ども・子育て支援事業計画策定、4点目、学童保育基準の条例化を検討すること、以下の4点なんですけれども、このことについてはこれから27年度に施行されますので、十分な、来年度じゅうということで取り組まなければいけないことになると思いますが、この件についての検討をお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

お答えします。

まず、現在ニーズ調査の調査項目等についてはまだ国の方から示されておりません。当初の予定では今年の10月ぐらいから示されるということだったんですが、一応今入っている情報からいきますと、25年度、早い時期にニーズ調査の項目等、国からのモデルが示されて、それに基づいて各自治体の状況に応じた検討を重ねて、最終的には今年度中、調査を実施して、26年中には計画を策定して、それに合わせたところで、先ほど議員がおっしゃられた会議とか条例等の制定に向けての検討に入っていく予定にしております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

今のお答えでは、25年度、国からニーズ調査の指針が示されるということと、その後に地方版子ども・子育て会議が開かれるということなんですけれども、それは逆ではないですかね。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長 (西平隆邦君)

会議については、最終的に町に対しては努力義務になっておりますが、方針としては一応設置しなさいという暗黙の指示と申しますか、そういった流れ、感覚でありまして、計画の策定につきましては現在、次世代対策の協議会がありますので、既存の会議等を利用して策定してもよいということで確認をとっておりますので、その後の国の方の指針等がはっきりした時点でその会議に移行していきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
2番 (安部 都議員)

子ども・子育て支援法はやはり27年度4月から施行されて、もうスタートするわけですね。そして、既存の会議で話し合うということがちょっと意味がわからなかったんですけれども、支援事業計画というのは5年間にわたって作成していかなければなりません。そして指針が示されて、そしてそれも条例も制定しなければいけないわけですね、事業計画も策定しなければいけないということで、そこのところ既存の会議でということは、ちょっとそこら辺もう少し詳しく教えていただけますか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長 (西平隆邦君)

現在、次世代対策の方の地域協議会というのがありまして、現在あります次世代育成の計画書も今の協議会のメンバーで策定をしております。ですから今回の子育ての新システムに移行する上で対象となるのが、どちらかといえば次世代より範囲が狭くなります。それで、メンバー的要件としては現在の次世代の協議会のメンバーと重複しておりますので、既存の協議会を利用して調査項目等の検討から計画の策定までをその協議会で実施したいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
2番 (安部 都議員)

次世代協議会のメンバーでということで重複されてて、そのメンバーで行うということなんですけれども、現場で直接子供たちに接している指導員の方、学童の指導員の方ですね、その方たちの指導員は現在その協議会のメンバーというのは入ってるんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長 (西平隆邦君)

各クラブからの代表という形ではありませんが、町の連絡協議会の会長さんに例年お願いしておりますが、現在その協議会活動そのものは次世代の計

議 長 画についての検討ですので、現在は年に1回しか実施しておりませんので、メンバー的には放課後児童クラブの代表という形で入っていらっしゃいます。
(山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
この学童の事業は13事業の中の一つとして位置づけられておりまして、一括交付金として国から交付されるわけですね。そして事業計画に基づいてそれから交付金が町へおりてくるわけですが、現在、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1という形で負担となるということですが、しっかりこのところの事業計画をするに当たって、やはり学童保育の会長さんたち、指導員の方たちの意見もしっかり聞いた上で考慮しながら進めていただきたいと思いますと思うんですね。
そこで、やはりこの事業計画の交付金につきましては町の裁量が問われるわけですね、これから。そして町の責務が拡幅されるということになるんですけれども、その点についてはいかがか、見解は、お聞かせください。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)
交付金の配分ということでよろしいでしょうか。交付金の配分につきましては、一応、恐らく実際変わってしまってから、国からの計算式といいますか、ちょっとまだはっきりしないんですが、現在の次世代交付金というのがポイント制になってまして、各事業をそれぞれ積み上げたポイントによって交付金が決定されて、その交付金についての配分については議員おっしゃるように町サイドの裁量に任されておりますが、その辺は一応ほかの事業もありますので、全体的な様子を検討した結果で考えていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
ポイント制ということで、単価としてそれなりの事業計画に基づいて交付がされるわけですが、しっかりと位置づけをしていただき、考慮していただきたいなというふうに思っております。
町の学童保育は7カ所ありまして、児童館が5カ所存在します。そこで、町の学童の待機児童は現在はどうなってますか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)
放課後児童クラブの待機については、福祉課としては報告は受けておりません。ここ数年は聞いておりません。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

現在はいないということですが、今後、榎の鼻団地で350世帯ふえとなると、児童数がそれなりに100人から300人ぐらいふえる可能性も仮定されるわけなんですね。そこで、昨日、同僚議員の質問に、小学校区域は長与小ということだったので、となると働く親御さんたちがふえてくると、まるたんぼクラブに入る予定がふえるわけですよ。実際、今まるたんぼは86名、学童、子供たちがいます。そこでふえとなると100名以上をもう超えるわけなんですよ、もう超過してしまうわけなんですよ。そこでちょっとマンモスになってしまうんですけども、新設する予定はございますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

新設については予定はしておりませんが、各クラブの定員数といいますか、人数が多いとやはり環境的にもあれですので、一応、今現在もまるたんぼクラブについてはちょっとマンモス化してますので、どこか開設できるようなところがないかというのは常に検討はしている状況です。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

子供たちがゆっくり学校が終わった後に、働いてるお母さんたちも安心して預けられるような形で、やっぱり子供たちが安心して安全に暮らせなければ、生活ができなければいけないわけですね。やっぱりマンモスだと、どうしてもそのところが子供たちはゆっくり過ごせないということになりますね。

それで、子供の数、本当に適正化というのも大変な問題だと思うんですけども、児童1人当たりの全国的な平均というのが2.59平米であります。そこで、長与町は1平米にも満たないところが3カ所ございます。それが洗切と南児童クラブとまるたんぼですよ、もう0.52とか0.82という状態で、本当にもう1人当たりの面積というのは非常に狭いものなんですね。そして、理想としては5.5平米が理想であるとして、人数も40人が適正であるというふうに言われておりますけども、小学校に入ったらこんなに狭い場所で暮らさなければいけないと。小学校に入る前の子供たちは、保育所では7.2平米が基準とされております。もう3倍近くですよ、3倍以上ですよ、ゆとりがあるわけなんですよ。

そこで、小学校になったら本当にこのように狭いところでどうして過ごさなければいけないのかなというふうに疑問に思うんですけども、児童福祉法の改定によりまして、市町村がこれから条例に基づいて基準の維持のために実施者に対して報告を求めていかなければなりません。そしてそこで検査を行う形になるんですけども、例えば指導員の資格とか配置基準、広さ、トイレとか台所ですよ、開始時間とか、そういったものをこれから町が条

例を求めて基準として検査などを行っていかねばならないんですけれども、やはり施設は今のところ狭い、室内も遊び場がない、雨が降ったら外に出られないわけですので、室内の中でやはり遊んだり、また宿題をしたり、ゆっくり寝たい子もいるでしょう。そしてまた、安心して過ごせるよう指導員さんたちにもお母さんがわりとなって、甘えたい子もいらっしやると思うんですよね。そういった意味でも、やはり今から新しく新施設をつくって、そしてまた広さを提供していかねばいけないと思いますが、もう一度お伺いします。いかがですかね。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

議員おっしゃるとおり、長与町内の各クラブ、施設的には大変狭いところもあります。一応現在のところ、放課後児童クラブについては開設の補助事業というのはありますけども、現状ではその場所を探しているというか、適当なところが見当たらないかということで、先ほどお答えしたように検討は日ごろしてるんですけども、今後、ですからこういった条例と基準がはっきりしてきましたら、それに応じて努めていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

洗切児童クラブも高田児童クラブもかなりもう老朽化して傷んでおります。そのところも非常に懸念される場所なんですよね。だからしっかりとこの条例に基づいて、これからその新施設も検討していただければと思います。

そしてまた、障害児の子供たちもいらっしやると思います。そこで、障害児の子供たちが北クラブで2人、児童クラブで4人、児童クラブクローバーで5人いらっしやるんですね、障害児の方たちが。そこで専門的指導員の配置というのはされてるんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

障害があるお子さんに対する専門職というのは、聞いている限りでは各クラブいらっしやいません。ただ、県の方のそういった指導といたしますか、研修会がってますので、指導員の先生方はその県の方の研修会を受講されて、各自といたしますか、勉強していただいております。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

これに当たりまして、発達障害者の支援法の見直しで、やはりこの専門委員というのをどうしてもつけなければいけないんじゃないかなというふうに思うわけですね、それぞれの障害児がいらっしやるので。そこで、1クラブの障害児に当たって国庫補助金が152万円ですね、それぞれクラブ

に補助金がありてると思うんですけども、これは1人の障害児であっても5人の障害児を受け入れてあっても同じ補助金の152万なんですよね。これに対する、やはり1人でも152万ということはちょっと何かおかしいんじゃないかなと、そのところの加配分というのは町の方では御検討はなされてないんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
今の御質問は町の独自の加算ということでよろしいんでしょうか。

2番 (安部 都議員)
そうです。

福祉課長 (西平隆邦君)
障害児受け入れ促進につきましては、補助事業のみで町の単独といいますが、独自のものは加算はしておりません。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)
じゃ、今度新しく27年度からまた改定されましても、町としての加算というのは予定をされないということなんですか。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
障害児受け入れにつきましては、県の方の加算といいますが、補助もあります。県の方の加算の基準が人数的なちょっと幅がありますので、現在、長与町の各クラブには該当してない状況ではございますが、今後新システムに移行するに当たって、今後は検討していきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)
それで、現在のところ、ひとり親世帯につきましては補助金がそれぞれクラブに出てると思うんですけども、これは金額はさまざまクラブによって違うんですけども、これはこういった根拠で出されてるんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
ひとり親家庭等の助成につきましては、3,000円を限度にクラブ側に、1人3,000円をクラブに対して補助をしております。各クラブ違うのは、人数も違いますし、各クラブによってひとり親家庭等に対する保育料の減額額が違う関係で金額がまちまちになっております。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)
 了解いたしました。

それでは、3人以上子供さんがいらっしゃるご家庭なんですけども、やはりもう3人となると大変かさみますので、そのところ、3人目からまた減免措置というようなことはお考えはないのでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 兄弟等につきましても、先ほどお話ししましたひとり親家庭等の補助と一緒にしております、その補助基準が3人あって、あと乳幼児等と一緒に兄弟の中にいた上で、ちょっと要件が細かくありまして、なかなか3人いるからとかというのはちょっと基準から外れておりますので、対象から外れております。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。

2番 (安部 都議員)
 済みません、今の御回答の方がなかなかちょっとわかりづかったんですけども、3人目以降の子供たちに対する減免措置は行ってないと、乳幼児。どう言っておられますか、お願いいたします。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 すいません、説明が悪くて。兄弟の場合、放課後児童クラブに2人以上兄弟がいる場合、兄弟の割引というのはあるんですが、その要件として、3人目が結局乳幼児、未就学児が兄弟の中にいなければならないというのが補助の基準にありまして、その関係でなかなか兄弟がいらっしゃる対象にならない場合があります。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。

2番 (安部 都議員)
 未就学児の乳児がいないと当てはまらないということですかね。ここは、やはり子供たちが3人以上いらっしゃるところは特に学費もろともいろいろかさみますので、このところをやはりしっかり検討して補助をつけていただきたいなというところでもあります。

もう一つ、現在、学童保育は補助事業対象ということだと思っておりますけれども、今後、委託事業という形で変更の予定はございますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 補助事業から委託事業へということですけども、補助事業でそのままいく予定であります。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

この学童保育は、委託されることによって位置づけられて明確になって保証がされることとなると思うんですね。だから委託としてこれからしっかりと、子供たちが安心して過ごせるように、親御さんたちが安心して預けられるような形で学童保育をしっかりとしたものにしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に行きます。それでは、図書館の方に移らせていただきます。

昨年9月に同僚議員からの質問に対しても、昨日の図書館に関する質問に対して町長からの答弁が、長与町のコンパクトシティー構想推進委員会を設立して、図書館の建設についても町民の利便性の確保や費用対効果を視点として慎重に検討をしていきたいということで御答弁をされたと思います。そして建設場所は来年度じゅうに決定をしていきたいということで御答弁されました。

そこで、大体予算といたしまして、人口5万人で蔵書が20万程度置くと、そして必要面積は3,000平米ということをお検討されてるということですが、大体どのくらいの金額、予想といたしますか、規模を予定されておりますか。

先日言われたのが1万660平米ですね、購入予定だというふうに言われてました。土地の購入費用は1平米が5万1,282円、予算としては5億4,692万2,530円の土地購入ということになりますけれども、それを加算いたしまして、大体図書館の建設費用、本の予定として、購入費用といたしまして大体14億以上かかるんじゃないかと、土地代も5億5,000万、合わせて20億ぐらいかかるんじゃないかなというふうにも思いますけれども、このところ、町長、いかがですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃったことで、基本的に考えますと図書館というのはその町の顔ですので、それだけのやはり皆さんが集まってきて利用しやすいと、つくっても利用されなかったら意味ないわけでありますので。図書館の機能というの、今までみたいな図書館を置くだけの図書館というのでないだろうと思うんですね。そういうことで、図書館に対していろんな委員会で図書館の内容をどうしようとか、あるいは図書館をどこにつくろうかというようなことがございます。

今言いましたように、5億円というのはあくまでも覆の鼻を想定したところでございますよね。今その場所につきましても、そこになればそのくらいのお金になるでしょうし、ほかのところになればまた違う金額になるでしょうし、だから金額としてはまだ申し上げる段階ではございませんけれども、しかしながら、図書館機能として立派な人口5万人の町に沿うようなそういう内

容のものを、今後そういったものを検討していただいて、もう少し具体的な数字が出るのは後になるかなという気がしております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

私も町長の御回答のとおりと思うんですけども、5つのコンセプトを提示させていただきます。1つ目が、だれでも必要な情報がタイムリーに取得できること。2つ目が、子供や大人の講演会や学習や発表の場ができること。これもエントランスの前の多目的ホールなんかでサマーコンサートとかクリスマスコンサートなどができて、人と触れ合いの場である、出会いの場であるという設定ですね。3つ目が、赤ちゃんや幼児の親子の触れ合いの場である。これは本の読み聞かせ、紙芝居などができる環境が整うということ。そして4つ目が、障害者と健常者の集いの場であるということ。これは、障害児の子供さんたちも皆さんが学習したり展示したり発表の場であったりできる、健常者の方とともに集う場である。福祉の観点から、車いすの方がゆったりと通路も通れる状況で、そしてトイレもバリアフリーが各階にあって、そして本が手に届く高さの書架が理想的であるなというふうに思っています。

私たち文教厚生委員会で以前、東近江市、八日市の図書館を視察しましたときも、そこもやはり書架が車いすに座ってても手に届く位置にありました。やっぱり通路も非常に広くて通りやすいという環境でありました。そして5つ目に、高齢者が囲碁などができて楽しめて、そして子供たちと触れ合いの場があるということが重要であるというふうに思います。滞在型の図書館でレストランなどが併設されたらもっとすばらしいなというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員さんがおっしゃったようなことが私もいいなと思います。そういったことができるような図書館になれば非常にいいかと思います。私は、そのほかに南交流センターとか、それから中央通りにあります社会福祉センターとか、それから今、公民館ももう老朽化してますので中央公民館も考えていかないといかん、今後問題になってくるかと思います。そしてまた、今度できる図書館というそういったものの機能というものを、ある種、図書館を中心部にして、あとサテライトという形でそういったものを動線でつなげていくと、そういったものも一つの発想としてあるだろうと思いますし、広域的に今おっしゃったようなものが全体として享受できるような、そういったもの、図書館でそれができれば一番いいんでしょうけども、もし図書館にそれだけの機能ができないとしても、ほかにカバー、補完し合ってそういったものができて、長与町に来て図書館に行けば何でもあるわいというようなところで、長与以外からも、時津からも長崎市からも諫早からも見に来てくれるようなものがよろしいだろうと思います。これはいろいろ町外から来てい

ただくことにつきましてはまた別個の問題でございますけども、これは簡単に言える問題じゃないんですけれども、一応皆さんが非常に興味を持っていただけるようなものに、そういったものを考えてつくっていきいたいというふうには考えております。

議長 長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

ぜひ安らぎのある空間の図書館、場であるということ、人と出会いの場であって素晴らしい図書館をつくっていただければというふうに思います。

そこで、図書館の設計と施工業者なんですけども、選定方法はどのようにお考えなのでしょうか。公募を原則として実施されるのか、プロポーザル方式を取り入れるのか、そのこのところをお聞かせ願えますか。

議長 長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)

具体的にどういう方法でとかっていうところまで全く進展をしていない状況でございますので、今の段階でどういう形でやるということにつきましては答弁差し控えさせていただきたいというふうに思います。

議長 長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

いずれにしろ、この図書館建設に当たるには、図書館設計、建設に精通した方の専門家が理想的でないかなというふうに思います。そのこのところ考えていただければと思います。

そこで、今度は新聞導入活用についてちょっとお伺いいたします。

義務教育課程で学校図書館の図書標準を定めて、平成24年度から図書館整備5カ年計画が策定されました。初めて学校図書館への新聞配備の費用がついたわけなんですけども、そこで地方交付税として措置されて、それも地方自治体に使い道というのはゆだねられるわけなんですけれども、町の5カ年計画というのは策定はされる予定でしょうか。

議長 長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。

議長 長 (山口経正議員)
会議を開きます。
教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

お答えいたします。

学校図書館整備の5カ年計画ということになってるんですが、交付税措置ですので町の方に幾らという部分わからないものですから、今のところまだそこまでは進んでません。ただ、きのうの新聞でもこういうのがあったと思うんですよ。学校図書館でも新聞が読めるようになりますとか、新聞を大

いに活用してくださいというようなことで、それで新学習指導要領の中にも新聞というのが多く取り上げられています。

例えば小学校であれば、国語では新聞というのが19カ所取り上げられます。社会であっても15カ所とか、今度の本当、新学習指導要領の中に全体で42カ所、新聞を大いに活用くださいと、そういうことで各学校でも授業の中でも今回は小学校でも積極的に取り上げてます。

また、中学校でも今年度から国語科で15カ所のところに記載されてますし、社会でも6カ所、全体的に今までの指導要領の中に比べるとどんどんふえています。それで二中也22年度、23年度、NIEという新聞を活用した学習活動に積極的にかかわり、新聞あたりを取り入れた授業構成をやって、大いに子供たちを伸ばそうというふうな取り組みをしているところでございます。

今後ともそういう図書館計画あたりを充実していこうと思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

二中がNIEを活用してされるということなんですけども、これ今全国で6,600校が開始されておりますので、このNIEをやっぱり活用されて小学校の方にもぜひ新聞導入を入れていただきまして、また、読む、書く、聞く、話すということの新聞活用をしっかりと子供たちにも定着させていただきまして、生きる力というものはぐくんでいただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、ブックスタートの方に移らせていただきます。

全国で833カ所の自治体が実施されております。長崎県では13自治体、近隣では長崎市、時津も実施しております。そこで、現在のところは物理的に無理だということなんですけども、他県では生後4カ月の健診時に赤ちゃんに実施されている事業であります。これは図書館と保健センター、住民ボランティアが、団体等が一丸となって連携していかなければならない、もう非常に不可欠ということになりますけども、佐賀県の武雄市では、ボランティアを20名ほど募りまして検討委員会を2カ月に1回ほど開催しております。他県ではボランティアの数が70名とか90名とかいらっしゃる県もいらっしゃいます。

そこで、新しい図書館が建設されましたら、これに対してブックスタートを実施させていただくということによろしいのでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)

お答えいたします。

このブックスタートというのは全国的に今行われてるんですけども、やはりゼロ歳児の子供から本を読み聞かせることにより発達を促していくという

方法で、この方法はいい方法だと思いますけども、やはりこれに対して、お母さんたちに対してやはり本を読んでいただくというのが一番だと思います。そういうことで御家庭に本をお配りしてやってるんですけども。

確かに今、町長が述べましたように、長与町におきましては図書司書さんの数も少ないし、ゼロ歳児以外の取り組みとしてはいろんな方向で読み聞かせをやらせていただいております。ですから、今後は新しい図書館ができましたら、またその場所とかで司書さんとかお話をさせていただいたり、また、長崎市のやり方が、4カ月健診のときに、こういう本がありますよと読み聞かせをさせていただいて、図書館の方に行っていただいて本を受け取ると。そうすることにより図書館の利用も今後ふえていくということでされてるみたいですので、そういうのを参考にしながら、新しい図書館ができたなら所管の方とお話をさせていただいて、今後、健診時を利用したブックスタートができないかということをお話ししたいということでお答えさせていただきました。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

そうですね、この4カ月健診のときに、ぜひお母さんだけじゃなくお父さんも一緒に本の読み聞かせ、赤ちゃんをお父さんのひざにだっこして、そして一緒に読み聞かせをしていただくように設定をしていただければなというふうに思います。どうしてもお父さんというのは、4カ月ぐらいたとほとんど愛情というのはまだ感じられないところなんですよね。どうしてもお母さんと母親と同じような情愛を同じく快さを味わうということができないわけで、父親もその絵本を読み聞かせて赤ちゃんをひざにだっこすることによって、読書を通して子供に愛情を得ることができます。赤ちゃんは優しい声を聞いて絵本を目で追って、そして言葉も覚えて、そしてお母さんやお父さんの愛情を受け取って育っていくということになりますので、ぜひともこの設定をしていただきたいなというふうに思います。

そこで、年間どれくらいの出生率がありますか。

議 長 (山口経正議員)
健康保険課長。

健康保険 課 長 (小佐々司君)
お答えします。

年によってばらつきがあるんですけども、大体平均しまして400名程度になってます。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

400名ということですね。そしたら月何人ぐらい、4カ月健診という対象者はなりますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険
課長
議長

健康保険課長。

(小佐々司君)

申しわけありません、大体50人平均ぐらいだと思っております。

(山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

50人平均ということで、そしたら50人ぐらいだったら大体住民ボランティアの方たち、保健師さんたち合わせて大体健診時の隣の部屋で、5分でするので、5分、本の読み聞かせをしていただいて、ボランティアさんがそこに10人ぐらい入っていただくという形で、そしたらうまくローテーションが回るんじゃないかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

そのときにブックスタートパックというものを持たせるというふうに思いますけども、これは3つぐらいの本から1つを選んで絵本のプレゼント、そして育児情報雑誌と一緒に設定してプレゼントするということなんですけども、これで大体1,000円の本だとしたら40万ぐらいかかるんですかね、費用としては。

そこで、お母さん方にこのブックスタートのパックを渡すときに、ただ渡すだけではなくて、生まれたばかりの赤ちゃんだと、お母さんたちもどうしても2時間置き3時間置きに授乳をして大変な状態なんですよね。もうくたくたになって、人によってはマリッジブルーになったりもする人もいらっしゃると思いますので、ぜひともこのブックスタートの絵本を上げるときに、お母さん一人ではないですよと、皆さんで地域で支えているから頑張ってくださいねというような一言を添えて、このブックを贈呈してプレゼントしていただきたいなというふうに思います。

ブックスタートも行政と住民と協働して町づくりでありますし、親と子の触れ合いを深める取り組みとなりますし、本と親しむ環境がつけられる、構築されるということになりますので、ぜひこれは、新しい図書館が建設されるに当たっては早急に取り組みを行っていただきたいなというふうに思います。

そして、この取り組みに当たって、NPOブックスタートというのがありますので、ここでワークショップ、講演会、研修会などもさまざま開いております。これにスタートに当たってぜひ御活用をしていただければというふうに思います。

これで質問を終わらせていただきます。

議長

(山口経正議員)

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩10時32分～10時45分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順11、佐藤 昇議員の平成24年度の行政課題の進捗状況と今後

の展開について、総合型地域スポーツクラブ（長与スポーツクラブ）との連携についての質問を同時に許します。

13番、佐藤 昇議員。

13番（佐藤 昇議員）

質問に入る前に、字句の訂正をお願いいたします。2番目の質問の（2）の2行目、トップアスリートで教員免許と記載しておりますが、保健体育免許に訂正をお願いいたします。

それでは、質問を行います。

平成24年度の行政課題の進捗状況と今後の展開について伺います。

町長就任から約10カ月が経過しました。さまざまな行政課題がありますが、吉田町長が重要視している次の点について、24年度の進捗状況と、25年度以降どのように展開していくのか質問いたします。

1番目として、町長の政策の中で、一丁目一番地である情報インフラ関係は補正予算で調査費を計上していましたが、その結果と今後の展開を質問いたします。

2点目として、公共交通機関が通っていない交通空白地帯解消のためコミュニティバスの調査研究を行っていますが、研究結果と今後の見通しを質問いたします。

3点目として、自治会加入率のアップについて、24年度の状況と今後の取り組みについて質問いたします。

4点目として、榎の鼻土地区画整理事業内の公益系用地の活用方法について質問いたします。

5点目として、25年度は民間出身の町長にとっていよいよ本領を發揮するときであると考えます。何か新しい政策があるのか質問いたします。

大きな2番目として、総合型地域スポーツクラブ（長与スポーツクラブ）との連携についてお尋ねいたします。

月1回発行している会報誌の自治会回覧で御承知のとおり、長与スポーツクラブは、学習スポーツ教室やV・ファーレン長崎と連携して行っているキッズサッカー教室、西側埋立地を芝生広場に作る際には、苗の調達から植栽する人員確保、約500名でありましたが、など地道な活動を行っています。新たな試みとして次の件を計画していると聞いていますが、町の賛同あるいは協力がないと実行できないと考えます。

そこで質問いたします。1点目として、町民の健康増進と少しでもにぎわいを取り戻すため、中央商店街に振動マシン等を設置して軽い運動を行い、その後はお茶を飲んでくつろげるような憩いの場所を提供したいと考えていると聞いています。既に振動マシンを3台、バイクを1台、血圧計、体重計及び体脂肪率測定器を2台、AED1台を購入済みであるそうです。先月、地元老人会の協力を得てデモンストレーションを行ったところ、大好評であったとのことであります。今後、年間を通じて実施したいと考えているようですが、町の協力が得られるのか質問いたします。

2点目として、長与スポーツクラブから小学校に、体育時の補助員として

派遣することを計画していると聞いています。資格は保健体育免許を持っている者で、既に数名確保しているそうです。派遣費用は総務省の予算で、長与スポーツクラブと直接精算されるそうです。町の予算は一切関係なく学校現場も助かるのではないかと考えますが、町の見解を伺います。以上お願いします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、平成24年度の行政課題の進捗状況と今後の課題ということで、佐藤議員の御質問にお話をさせていただきたいと思います。

なお、2番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方からお話をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

まず、1番目の御質問について、1点目の情報インフラ関係の結果と今後の展開についてでございますが、現在、住民アンケート調査を終了し、町民の皆様の情報処理環境や行政情報収集の手段、防災行政無線の受信状況、また情報技術活用による希望するサービスなどについて、その実態と意見を取りまとめるとともに、他市町における先進事例や各種インフラの比較を踏まえ、本町にとって優先すべきコンテンツや情報インフラの方式などの検討を進めているところでございます。

今後、これらの検査結果を取りまとめ、今年度内に本町に合った情報化計画を固めることとしており、その後、今年度内に立ち上げるコンパクトシティ構想推進委員会での議論を経るとともに、町民の皆様や議会の御意見をいただく機会を設けながら具現化を図っていきたいと考えております。

2のコミュニティーバスの調査研究の結果と今後の見通しについてでございますが、先般答弁いたしましたとおり、現在、住民アンケート調査を終了し、町民の皆様の日常の外出先や外出目的、バス停や駅までの所要時間、公共交通に対する意見などを町内地域ごとに取りまとめるとともに、既存の公共交通のダイヤや利用者等のデータを加えた本町の公共交通体系の弱点と課題の分析を行っているところでございます。

今後、これらの分析結果及びその結果を踏まえた対策について本年度内に取りまとめを行い、今年度内に立ち上げるコンパクトシティ構想推進委員会での議論を経るとともに、町民の皆様や議会の御意見をいただく機会を設けていただき、その対策の具現化を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

次に、平成24年度の行政課題の進捗状況と今後の展開でございますけども、3点目の自治会加入率アップについて、24年度の状況と今後の取り組みについてでございますが、自治会加入につきましては加入率が年々減少する傾向にあり、その対策が急務であることは明らかであります。自治会長及び各地域コミュニティーの代表、町関係者等による自治会加入促進調査研究会を再開し、具体的な取り組みを進めているところでございます。

今年度につきましては、加入促進月間を設定し、加入チラシの新聞折り込

みや横断幕、看板設置による啓発強化、宅建業者並びに事業者への協力依頼、自治会役員を対象にした加入促進講演会の開催、自治会用の加入促進ポスターやのぼり旗の作成、本人の同意による自治会への転入者情報の提供、加入促進マニュアルの整備などに取り組んでいるところでございます。

今後とも自治会等と一体となってこれらの取り組みを継続しながら、自治会への加入促進を図っていききたいというふうに考えております。

次に、4点目の榎の鼻地区区画整理事業内の公益系用地の活用方法についてでございますが、現在、組合施行により事業が進められております榎の鼻地区画整理事業につきましては、公共用地としておよそ1万平米の取得を予定しているところでございます。この公共用地の活用につきましては、老朽化した既存の公共施設の対応などを含めた適正配置の視点により、今年度内に立ち上げるコンパクトシティー構想推進委員会などでの議論を経ながら、その活用方法の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、5点目の新年度は何か新しい施策があるのかという質問でございますが、私は、就任時の所信表明あるいはこれまでの答弁の中でも申し上げておりますとおり、行政の一番の課題は、全国的に大きな問題となっております少子高齢化に対応した町づくりであると考えております。長与町は現在のところ県下でも非常に若い町であります。今後、少子高齢化への対策は必要不可欠でございます。これまで各種事業の取り組みを実施しておりますが、これからの時代を担う子供たちの育成のために、母子保健の推進、子育て支援、教育実施のさらなる充実に取り組み、若年層の定住化を促進してまいりたいと考えております。

その中の一つであります子育て支援策として、保育料の見直しを行い、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。さらに、私立幼稚園預かり保育事業を実施し、幼児教育の振興及び充実を図ってまいります。また、高田保育所の完成に伴い、延長保育にも対応していききたいというふうに考えております。

そのほか、先ほど申し上げました情報インフラの整備並びに交通体系網の整備などがありますが、まずは、現在、時津町との一部事務組合で進めておりますごみ焼却場施設や、組合主導で始まった榎の鼻土地区画整理事業並びに高田南土地区画整理事業を速やかに着実に安全に完了すべく、取り組みを図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

2点目の総合型地域スポーツクラブ(長与スポーツクラブ)との連携について、(1)中央商店街にマシンなどを置き、憩いの場を提供することについての件に回答いたします。

町民の健康への要求は高く、町民体育館においてもトレーニング室を利用される方がここ数年増加しております。また、学校を含むスポーツ施設を多くの方が利用されるのもその一端だろうと考えます。総合型地域スポーツク

ラブは、住民の自治的、自立的な活動を基調とするスポーツシステムでございます。長与スポーツクラブが中央商店街に憩いの場を提供することは、クラブの活動を助長するばかりではなく、商店街の活性化にもつながるものと考えます。ただ、年間を通して使用することになれば所有者との協議も必要になるかと思えます。町としましては、健康づくりのため住民の健康意識を深めることになり、さらには商店街の振興につながると思えますので、検討してまいりたいと思えます。

2点目の長与スポーツクラブから小学校への補助員派遣につきましては、例えば教員の高齢化などにより児童に手本が示せないということで、鹿児島県では実施されているスポーツクラブがあるようです。国の地域スポーツとトップスポーツ好循環推進プロジェクトの委託要項にありますように、民間人を含めた地域での教育支援体制の強化で、トップアスリートの専門知識と学校体育との内容がうまくマッチすれば学校も助かると思えます。町内の小学校にこのような制度を説明しましたら前向きでありましたので、今後取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
それでは、再質問をさせていただきます。

まず、2問目の方から先に行わさせていただきます。長与スポーツクラブに対する町の協力や援助は現状どうなってるのか、まず伺います。

議 長 (山口経正議員)
スポーツ振興課長。

スポーツ
振興課長 (吉村邦彦君)
現在、先ほど佐藤議員さんの方からもございましたように、月1回の広報紙を発行されておりますので、その点につきまして、私どもも印刷、それから自治会への配布等を協力しております。それと、長与小学校体育館の事務室を、長与小学校の協力を得まして事務室としてお貸しをしているということもございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
わかりました。

町長の重点施策であります中央商店街の活性化がありますね。その第1弾として、市場内か空き店舗を利用した憩いの場づくりは町長の政策実行に合致するものと考えます。

その中身をちょっと申し上げますと、25年度は、先ほど教育長の答弁もありましたけど、総務省の地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクトという制度を利用して、人件費と家賃等の費用も含めて申請中と聞いています。これが認可されれば即実施されるものかなという認識でいるんですが、そうすると町の協力は広報とかPRとか限定的になるのかなと思っ

てるんですが、そうすると、町の税金投入がほぼゼロですごいいい企画だと思っ
 てるんですが、先ほど教育長の答弁いただきましたので、今度は町長の所見を伺
 います。

議 長 (山口経正議員)
 町長。

町 長 (吉田慎一君)
 確かに中央商店街の活性化ということは非常に私もすばらしいことだと思
 うんですね。ただ、先ほど教育長の方から話が出ましたけども、年間を通し
 て使用することになれば所有者との協議等々も必要になるかというような
 ことをございまして、このあたり大まかな部分につきましては私もいいなと
 思いますし、そしてまたそれが認可を出してそれが通るということであれば、
 それはそれでまた一歩進めることになるかなというふうには思っております。

議 長 (山口経正議員)
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
 多分、教育長の答弁は、年間を通じて家賃とかなんかの費用がかさめばと
 いうことだったと思うんですが、それも含めて認可されれば全く心配はない
 ということですので、その辺は申し添えておきたいと思います。

次は、学校への体育補助員の派遣事業についてお伺いしますが、計画を聞
 いてみますと、町内の5小学校にすべて派遣できるように保健体育免許取得
 者を県民スポーツ課に依頼しているということを聞いております。教育長も
 少しお話しされましたが、少し高齢で手本を見せきれない先生とか、多分若
 い女の先生で体育の苦手な先生もいるのかなということですから、学校現場
 にもこれは喜ばれるものだろうと私も思っております。この件も同じ制度を
 利用して申請中だと聞いてますので、これが認可されますと、イメージとし
 ては教育委員会の協力を得ながら各学校と打ち合わせをして派遣するのかな
 というので今現状、私は思ってるんですが、そういう理解でよろしいでし
 ょうかね。

議 長 (山口経正議員)
 教育次長。

教育次長 (勝本真二君)
 その理解で構わないと思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
 それでは、この2問目については満点の回答をいただきましたので終わり
 ますが、スポーツ基本法が制定され、昨年、文科省よりスポーツ基本計画が
 発表されました。中学校の課外クラブの指導者のあり方とか生涯学習等にお
 いてのスポーツのあり方なども書き込まれてあります。その一端として今回
 の好循環推進プロジェクトという施策が出てきたのかなというふうに推測し
 ていますが、長与スポーツクラブでは、ほかに北陽台高校や長崎商業、町

内の中学に、こちらはトップアスリートなんですけれども、を派遣して支援する事業も計画すると聞いています。今後は町当局や町の体育協会とも連携、協力しながら頑張っていきたいと聞いておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

それでは、1問目の質問に戻りますが、まず情報インフラ関係について質問しますが、ちょっと参考までにお聞きしますが、昨年ホワイトスペースという電波の権利を買おうとして、拙速過ぎるということで断念しましたが、その権利は残りわずかという説明です。当時そういう説明だったんですが、その権利は完売したのか、参考までに教えてください。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部 長 (山田譲二君)

ホワイトスペースについては、昨年の9月議会等において御説明をさせていただいたところなんですけれども、ホワイトスペースによるエリア放送についての取り込みというのは、昨年の同時期と余り全国的には変わっていない状況であろうかと認識しております。したがって、その権利自体といましようか、電波の枠自体というのがないと、なくなっているという状況ではないということを確認しております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

当時の説明では、すぐ売り切れるからさっさ買わんばいかんということだったとも覚えておりますけれども、この件は結構です。

それで、情報インフラ関係の件については今年度中に固める。ちゅうことは、3月中に固めてコンパクトシティー構想検討委員会に投げると、そこで検討していくという理解をしているんですが、その際、やはりこれは町長が最重要視している政策でありますから、町長はその中でどのように加わっていくのか、その辺の立ち位置といえますか、そこをお伺いします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃられましたようなことで、この情報インフラというのは、当初申し上げましたように、まずは長与町の防災におけるデジタル化ということに端を発してありますけれども、しかし、それだけではもったいないということで、この情報化の中でまたいろんな角度からいろんなものを入れ込んで取り込んでいけないもんだらうと、そんなものの一つがホワイトスペースでございます。ホワイトスペースは、先ほど申し上げましたように、総務省では3月いっぱいまでで4月以降はどう変わるかまだわかりません。そういう状況の中でこの情報インフラというものにつきましては、私は大きなウエートを示しております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

いや、そうではなくて、コンパクトシティー構想検討委員会ちゅうのはもうすぐ立ち上げるんでしょ、今月末に。だからその委員会の中に、町長が一番のやりたいことですから、どのようにかわっていくのかということ聞いてるんですよ、再答弁をお願いします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

当然そのための委員会をつくってるわけですので、私の思い、私の意見というのは十分皆さん方に御説明して、納得した上で進めていただくというふうな形で進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

ちょっと気になるのが、事前審査に当たりますから余り言えませんが、情報インフラ関係の予算計上がほとんどないわけですたいね。何かの報酬かな、ちょこっと検討委員会のあれか、ぐらいはあるんですけども、そうすると、どんといいますか、何か情報インフラ関係の予算、大きな予算ちゅうのは大体いつごろ出てくるんですか、25年度ですか、26年度ですか。

議 長 (山口経正議員)

企画振興 (山田譲二君)

部 長 今、議員御指摘のとおり、25年度当初予算に係る情報インフラにつきましては、事務的経費、調査研究等、これを事務的な経費として予算をお願いしてるところでございます。今年度内にコンサル業者等との打ち合わせ、あるいはそのリード、協力を得まして、また市内のプロジェクトチームにおける検討、先進地の視察等々も終えまして、それらの素材を含めて今後の方向性というのを取りまとめたいと思っております。その取りまとめにつきましては、先ほど言いました専門の委員会、あるいは先ほど町長の答弁がございました議会の皆様、あるいは住民の皆様の御意見を聞きながらということでございますので、そういうものを経て速やかにその方向性が実現できると、しなければならないということになれば、所要の時期に予算の計上をお願いしたいという形で考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

それでは、コミュニティーバスについて少しお話ししたいと思います、先日も同僚議員からの質問があっていましたが、大切なのは、どの地区で何をするのに困っているのかという分析と、それでは路線と運行ダイヤはどうするのかということ、運行形態をどうするのかということではないかと私は

考えております。

それで、ある程度コンサルと庁舎内部との協議が終わったら、これもコンパクトシティーに投げるっておっしゃってましたけれども、まずは長崎バスに出向いて相談すべきじゃないかと私は考えております。なぜならば運行のプロが何人か要るわけですね、ダイヤをずっとつくったりとか。そしたら長崎バスさんがまた調査をされて、的確なアドバイスや判断をしていただけたらと思うんですね。一番町としていいのは、こちら側の希望に沿って、ゆりちゃん号のように定期バスを運行するのが一番いいんじゃないかと。長崎バスが採算が合わない判断したら当然は運行はしませんから、町でコミュニティバスを走らせることになるのかなと。そうした場合、運行形態は長崎バスにお願いするか町独自で運行するのかなということですが、長崎方面にはほぼ路線バスが走っていますから、法律の関係やバス停の問題などがあり、町単独で運行するのは私は現実的には難しいんじゃないかという考えでいます。

あとは、そういうことがもろもろ決まると、初期投資が幾らぐらいでランニングコストが幾らかかるかと、年間幾らぐらいの税金投入になるのかなということだと思っただけですね。その額によって余りにも赤字が大きければ運行できないのかなと思っただけですが、そういう私理解をしてるんですが、それで間違いはないですかね、確認のために答弁をお願いします。

議 長
企画振興
部 長

(山口経正議員)

企画振興部長。

(山田譲二君)

コミュニティバス運行につきましては、コミュニティバスといいたほうがいいか、大きな公共交通体系の弱点というのをカバーしていくという視点で今研究をしておるわけでございまして、これも情報インフラと同じような形のペースで年度内に一定の取りまとめをしながら、そして来年度、その具現化に向けてさらに一歩進めていきたいという形で考えております。

今、議員御指摘のとおり、本町における特にバス路線につきましては、長崎バスさんの御理解、協力あるいは御支援、これが非常に重要になってくるということでございます。それは長崎バスさん自体が主体にバスを何とか出させていただくというのも一つであり、そういう不採算の路線とわかっていても出すのであれば町が支援しましょうという形もあり得ます。それから乗り合いタクシーのように、これはいわゆる貸し切りバス事業者とかタクシー事業者、これが事業主体となり得ることもあるんですが、路線が重複するところ、バス停等では例えば乗りおりができないとか、そういう制約もあるということ、他市町においてはそこは非常にネックであったということもございまして、それ以下の民の通常のタクシーで路線がないところを走らせるというようなところも考えられるんですけども、そのようないろんな意味も含めて、いろんな手段も含めてどういう方向性かということをお出ししたいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。いずれにしても、コンパクトシティー構想というのは一定の事務の整理ができないと何の審議もできないのでございますので、まず第一の仕事

としましては、議員御指摘のとおり、長崎バスさんと十分に前協議をしなければいけないという形で考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)
それでは、ちょっと町長の意気込みをお伺いしますが、ゆりちゃん号を運行する際には、町と百合野地区の住民、地元議員など力を合わせて粘り強く何年も交渉し、運行に至ったと聞いております。この青写真ができましたら当然、町長みずから先頭に立ってトップセールスを行うということで頑張っていたいただきたいと思います。その辺どうですか。

議長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)
今、議員おっしゃったように、ゆりちゃん号の方の話も私、調べてみました。結構本当に息の長い取り組みをしておられたということなんで。私も、もちろんこの話の中で可能性云々というのはありますけれども、可能性というのが十分できるということを期待もしてますし、そうなるように努力をしまいいりますし、また、そうなった場合には、私も率先垂範してこれについても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)
それでは次に、自治会加入率のアップの件についてに移りますが、資料をいただきまして、住基上の加入率は74.5ですかね、一番直近の、直近と
いうか、10月ぐらいのやつで。世帯分離数を差し引いた実質加入率は79%ということで、かなり高いよねとっております。答弁にもありましたけど、一部の自治会を除いてじわりと低下しているというのが現状かなと思っております。
ただ、少し気になったのが、まなび野の東と西で加入率が20ポイントぐらい違うということと、日当野自治会は30%を切っているということなんです。この点は所管はどういう分析をされておられますか。わからないならわからないで結構です。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)
お答えをいたします。
原因は、一般の住宅の加入者よりもアパート、そういったところの加入率がやはり低いということが一つの要因だと考えております。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)

私も多分、戸建てじゃなくてアパート、賃貸形式のものが多からその人たちはなかなか入ってくれないのかなと、こう思うんですが、大変言いにくいんですけども、まなび野西には県の住宅があります。協働の町づくりで県立大学と連携してやっておりますよね、それは大変いいことなんですが、そういうこともやりながら、まず自治会に入っただけませんかということもせんばじゃなかとかなと思いますので、所管には、ちょっと社会的地位の高い方がたくさん入ってるアパートみたいですので難しいと思いますが、努力して加入率を少しでもアップするようにお願いいたします。

それで、自治会長が一番困っているのは、転入者の情報が入らないということだろうと思うんですね。以前は毎月、転入転出の名簿が役場から自治会長へ送ってきていたと。それが個人情報保護法の成立によってストップになったということで大変苦労されてると聞いております。この点は、転入手続の時点、1階ですたいね、生活福祉部関係になるんですが、本人の了解が得られれば何か解決できる問題ではないかなと考えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)

議員御指摘のとおりでございます。自治会加入促進研究会、これを3回、本年度開催いたしまして、最も多かった意見が転入者情報、この情報があれば自分たちも頑張るのでというような非常に一生懸命な御意見、そういうことをいただいております。庁内でも十分御協議をさせていただきまして、個人情報の保護、この関係の視点もございまして協議した結果でございますけれども、本庁内の生活福祉部の方の御協力も得て、1階の方で受付におきまして、本人の同意によりまして役場の方にいわゆる加入の申し込みというようなことを自署いただきまして、それをもとに自治会の方に転入者情報を御提供すると。そして自治会等に役場とともに頑張っていくというような体制が一定とれたところでございます。できるだけスムーズに開始したいという形で、できれば今月下旬にも開始したいというような運びで考えておりますので、そのような方向ということで御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

よい施策と思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、榎の鼻地区の土地区画整理事業のことですが、これから何問かは町長に答弁をお願いいたします。

1万平米の活用方法ですが、私は図書館と生涯学習センターあるいは郷土資料館との合築しかもう考えられないと思ってるんですが、それはもう町長の、これも検討委員会に投げるちゅうことですけど、投げるちゅうか諮問するというんですね、言葉ちょっと悪かったですけども、結局はもう町長の決

断待ちということだろうと思うんですが、どうですか、もう決めてよかじゃないですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

ここは本当に素晴らしいところなんですよ、南向きでありまして、公益施設ということでございますけれども、ただ、皆様にお諮りしたいのは、図書館建設とかいろんな公共施設のありようにつきましては、いろんなところからいろんな意見が実は来ております、私のところに。それで、そういったものを含めまして皆様方とも御相談しながら何がいかと。ただ、ここは買わなくちゃいけない土地ですので、ここはやっぱり有効に使いたいというふうに思いますので、これについては何もしないということではなくて、きちっとそういった形の手当てはしてまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

昨日の同僚議員の質問には、早急にという言葉を使ったわけですね。しかし、すぐその後に来年度中と答弁されたんですよ。どちらが正しいんですかね、まずその辺から。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

正しくは来年度中です、25年度中ということになります。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

それでは、私どもとの懇談会の場とか各種会合であいさつなんかされますよね、町長が。早急に決定するっていう旨の発言はあちこちでされてるんですよ。ということは、町長の早急にとは1年後を指すわけですかね。僕はね、国語的にはもうちょっと手前と思うんですよ。今問いただしたら来年度、25年度中っていうけど、実際はあちこち行って、図書館をつくりますよって言ってセールスポイントになっとるわけでしょ。しかし実際は決め切らんでコンパクトシティー構想委員会に諮問をしますと、そういうことだと思ってるんですが、じゃあ町長の早急にとはどれぐらいの期間を指すのか、もうこの際聞きます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

近いうちにじゃないんですけれども、早急にということの意味におきましては、来年度中というふうに考えてます。といいますのも、私、コミュニティーバスとか、それから情報委員会とか、それからコンパクトシティーとい

うことをずっとこの1年間考えておりました、構想があって次に皆さん方のお話を聞くということになりますので、一遍にそれが進めるべきものではないと思うんですね。やっぱり少しずつ地に根を張りながらというふうに考えておりますので、私が申し上げました、近いうちにじゃないですけども、早急ということにつきましては、25年度中にできるよう努力していきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

近いうちによりも早急にの方がもっと手前かなという、国語的には思うんですが、それはもういいとして、私、12月議会でも申し上げましたけれども、前町長は榎の鼻地区に決めてたんですよ、正式な公表はしていませんが。結局、区画整理組合と協議をして地区計画を平成23年7月23日に決定の告示をしてるんですよ。公益的用地約2万平米のうち、これはもうわかってることです、1万平米は長与町が購入するということで、これはもう了ですたいね。

そうなりますと、購入のお話が出ておりましたけれども、先日も。二、三年以内に購入するのかなと私は推測してるんですね、土地はですよ。多分、組合も工事費がかさまないように早く上げて売却とかしていく、そういうのをまた工事に回していくというのが民間施工のあり方ですから、そうすると、公益的用地も早く仕上げて早く買ってくださいと、それを工事費に回すというのが普通の考え方だと思うんですね。だから二、三年以内かなと私は推測してるんですが。

それでは、この1万平米の土地に、図書館関係以外にほかの公共施設が何が考えられるのか。私は何も浮かばないとですたいね。それについてはほかに何かあるのか町長にお聞きします。

議 長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

議 長 (山口経正議員)

会議を開きます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

町長に答弁せえということでございますので、させていただきます。

ほかという公共施設ということで今考えていますのは、生涯学習センターとか、ただ、給食の問題についてはありますけども、それはちょっとあそこの土地としてはもったいないかなというような感じはしておりますけれども、そういった形のものを今のところ考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

それは2万平米をまず購入するというときに、最初の構想で1万平米は生

涯学習センターとか図書館と、あとの1万に全部、共同給食センターをするという告示をしとるですたいね。あとその計画変更で2万が1万になったということですが、だと思っんですけどね。給食センターは、もう今のところ長与小学校にもつくったけんですよ、もうラインは何系統があるわけですたいね。だけんそれはもったいないかなという気がします。財源に余裕があればそれは何ばつくってもよかでしょうけれども、それはちょっと申し上げておきたいと思います。

それで、ちょっと気になるのが、コンパクトシティー構想検討委員会ですが、ここに情報インフラも諮問する、コミュニティバスも諮問する、その榎の鼻地区の何がいいかも諮問する、何もかんもここに諮問してしまうわけですたいね、聞いておりますと。じゃ、そのメンバーは、大体主なメンバーどうなってるんですか。

議長 (山口経正議員)
企画振興部長

(山田譲二君)

コンパクトシティー構想推進委員会につきましては、基本的に町づくり全体というのは総合開発審議会というのが既存のものでございますので、総合計画等におきましてその審議会の御協力を得ておるわけなんですけれども、そこでかつ専門的な意見、特に匿名的な事項については部会を設けるということで、そういう位置づけをさせていただいております。

コンパクトシティーの構想の大きなテーマは4つございまして、まずは情報インフラの整備、それから中心市街地の活性化、これは2つに分かれますて.....。

13番 (佐藤 昇議員)
メンバーを。

企画振興部長 (山田譲二君)

申しわけありません。メンバーにつきましてはということでございますけれども、メンバーにおきましては、総合開発審議会の委員から2名、これは都市計画審議会の方とも重なっておられますけれども、そういう形で今考えております。それから3名ほど、外部の町外の学識者、これは大学の教授を考慮しております。都市計画あるいは町づくりの、あるいは情報関係の専門者とということでございます。全体で10名でございますので、残り半分につきましては教育委員会で設置しておられる図書館整備検討委員会、こちらの方から1名お願いしたいという形で考えております。それから商業振興が入っておりますので商工関係、こちらの方から1名、残り数名につきましては町内の有識者を考えております。以上10名の構成を今予定をしております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

それはそれでよろしいんですけれども、仕事の多過ぎて、それたった半年

か1年で終わるとかなという心配がするわけですか。それちゃんと工程表をつくって進めていくという理解でいいですか。例えば図書館のことはもう今年度じゅうに決めると町長おっしゃいましたが、僕は今で決めてよかと思うですよ、位置はもうそこですよって。あとはちょっと研究してくれるという諮問もされればうれしかですけど、余談ですけどもね。そういう理解でいいんですかね、工程表をつくっていつまでにはぴしゃっとう上げてくれると、答申書まで出してくれるという理解でいいんですかね。

議長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)

コンパクトシティーの4つのテーマというのが非常に重たいものでございまして、ただし、そのそれぞれでは独立して考えられないと、町づくりはその4つの大きな要素から成り立っていくんだということが、一言で言うとコンパクトシティーということになるかと思しますので、その4つの課題の大きなところで御意見、御協議をいただくというような体制で一つにまとめております。

委員さん、この前の総合開発審議会も開いてこのお話をしたんですが、必要によっては部会をというお話もあったんですけども、今のところ部会的な事務につきましては何か事務局の方で一定の取りまとめ、これは交通につきましても情報インフラにつきましても別途コンサル等御協力をいただきながら方向性を示すということにしておりますので、そういう材料でもって大きな視点で御意見をいただくということになるかと思ひます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

図書館に限っていいますと、位置と面積が決まらなければ図書館建設検討委員会の作業が進めにくいという話も聞いてるんですよ。ですから、町長は25年度中にと言いますけれども、私はやっぱり早急に一日でも早く決定するように強く申し上げておきたいと思ひます。

ちょっと違う視点から質問しますが、先日の施政方針を聞いておりますと、新しい施策については子育て支援ということで保育料とか幼稚園の件がありましたが、私はそれ以外はあんまり目新しいものは見つけ切れんやっただけですたいね。それで、町長の思いは、住み続けたい、住んでよかったと言われる幸福度の日本一の町になることと。それと情報インフラ、コンパクトシティー、これ以外は、その施政方針の原稿について言ってるんですよ、これ以外は各部局が作文した文章をつなぎ合わせたものじゃないかと思わざるを得んのですけれども、そういう理解でよろしいんですかね。

議長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)

私、こんなふうを書いておりますけども、一番今喫緊の課題というのは、今進めております事業を安全に、そして確実に正確にこれをやり遂げというのが一つございます。それもそれぞれの事業はそれぞれ大きな問題がございまして、その課題について取り組んでいくというのが今一方でやってるわけでありまして、それ以外にこういった計画を出しまして25年度中には決めたいというふうに思っております。

そして、私がやりたいということはここではまだ発言はしませんが、やりたいということはおいおいありますので、やりたいということは。ただ、これは予算が限られてまして、健全経営という中で順序立ててやらないと財政がパンクしてまいりますので、そのあたりも踏まえながら皆さん方にお話をして御審議されるということがありますので、おいおいそれを出してまいりたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

私が言いたいのは、施政方針の文章は各部局が書いて、町長はそれを読んだだけじゃなかとかというわけですかね。なぜかという、例えば何億の億という、ありますけれども、億って書いてあるとこと億円って書いてあるところがあるんですよ。だから所管によって違うでしょ。何々してまいります、ありますよね、単語が。ある所管は平仮名、ある所管は漢字なんです。だからばらばらなんです。これは指摘だけしておきます。

それで、8次総合計画の中で「郷の和気、夢・緑・創造のまち ながよ」という、キャッチコピーといいますかね、ありましたけども、吉田町長になって一度もほとんど使われませんか。ですからこれはもう今後使わんと、住みたい、住み続けたい、住んでよかったというキャッチといいますか、スローガンに変えるんですか、お答えください。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

私は、この選挙に立候補するときにそういうふうに、今、議員がおっしゃったような形のスローガンでやってきたわけでありまして。幸福度日本一の町をつかっていこうということでございます。もちろん第8次総合計画にうたわれてます文言につきましては、それと大きく変わるものではございませんので、当然、幸福度日本一の町の中に入っておるものと私は理解して町政を進めておるところでございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

基本構想の今度条例化についても多分、町長、もう少し自分の思いを基本構想の中に入れたいということで出された分もあると思いますので、それはそれで理解するんですが、使わんとですかって言うことです。もう使うな

と言いよつとでしょ、言いよらんとですかね。だから、それならそれでよかわけですたい、トップなんですから。今から住み続けたい、住んでよかつたって、これに順序的にしますよって言えばいいんじゃないですか。遠慮せんでよかですよ、選挙で勝ち上がってきた人ですから。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員さんが指摘されてますとおり、私はそういうキャッチフレーズで幸福度日本一の長与町というキャッチでやっていきたいということで、それが表題ということでお考えになっていただいて結構かと思えます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

言葉はいいんですけれども、それに対する具体的な政策がまだあんまり見えてこんどですたいね。お題目にすぎらんとかなと感じるときもあるんですよ。さっきも2つのコンパクトシティー構想委員会とかほかの検討委員会とか庁舎内部での委員会とかね、研究、検討もいいんですけれども、やはり問題によってはスピードと決断が必要でないのかなと私は感じるわけですたいね。

気を悪くせずに聞いてほしいんですけれども、各所管にもほとんど出向かず、一度もまだ町長と話をしたことがないという職員もいるそうです。何も決められず先延ばしばかりしている。町長になることが目的で、何も決定できないと。検討委員会で、あるいは皆さんでということばかりであるとも聞こえてくるんですね。腹かかんでくださいよ。あつという間の10カ月だったと思うんですが、あと3年間もすぐあつという間に終わつとですたいね、油断しとつたら。ですからそういう中で町長の政策の具現化をどのように進めていくのか、最後お伺いします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今御指摘でございますけども、今やっておりますことは、皆さん御存じのとおり、榎の鼻の開発であったり一部事務組合の開発であったりとか、そういったものがございます。とにかく今それはぜひともこれは安全に安心に、またスピーディーにやっていかなくちゃいけないということがあります。それと同時並行的に来年度からやるべきもの、再来年度からやるべきものということはあります。それは肅々と私やっていきたいというふうに思っております。

それと各所管との話ですけども、私はできるだけ所管と話をするようにしてます。もしそういう話をしてないという所管がいたら、逆にどんどん町長室の方にも上がってきてほしいし、声を上げてほしいと思えます。私は所管とは十分話をしていきたいと思っております。そしてまた、部課長に対してもそ

う言ってます、下からの意見もどんどん上げてほしいと。私はやっぱりこういう形で大変多忙なことはありますので一つずつできない部分はありますけれども、でも、できる限り町民の皆さん、役場の皆さんとは話をし、そして長与町に来られる方に対しては笑顔で話を聞いてくれというようなことを指導してます。だから、もしそういう指導が行き届いてなかったら私に言っていただきたいと、私がまた指導します。そういうことでございます。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

所管とも十分話をしてるって、多分管理職でしょう、管理職に対してでしょう。私が聞いているのはね、忙しいでしょうけれども、手がすいたら各所管を回って、どうねと、今何ばしよっとねとか、現場を見てちょっとコミュニケーションをとるといことがないというふうに聞いているんですよ。それを申し上げて、質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で13時まで休憩します。

(休憩11時44分～13時00分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順12、金子 恵議員の 高齢者を地域で支える社会の構築について、長崎がんばらんば国体リハーサル大会についての質問を同時に許します。

7番、金子 恵議員。

7 番 (金子 恵議員)

皆さん、こんにちは。今定例会より、長与町議会は議会改革の一環としてユーストリームの放映がなされているということで、ちょっと緊張も倍になっておりますけれども、1時間おつき合いのほどよろしく願いいたします。それでは、質問の方に移らせていただきます。

高齢者を地域で支える社会の構築について。

65歳以上の高齢者が全人口を占める割合が7%以上の社会は、高齢化社会と言われております。それがさらに進行し14%以上の水準に達した社会を高齢社会といい、日本は1994年に高齢社会になりました。ちなみに長与町は19.2%になっています。

現在、高齢者といわれる多くの方は、戦後、焼け野原からはい上がり、今の日本を築いた人たちであり、そのおかげで今の私たちの豊かな生活が成り立っていると言っても過言ではありません。高度成長期以前の日本は多世代の同居型が一般的でした。しかし、核家族化、長与町の場合は平成17年の時点で71.06%になっているそうですが、それと少子高齢化の進行に伴い、独居の高齢者、高齢者の夫婦世帯が今後も増加していくものと予想されます。以前は家業を基盤として地域のきずなが築かれていましたが、現代社会では相互扶助の関係も途切れ、人間関係にも疎遠になり、高齢者の孤独死、孤立死、そして高齢者に対する虐待や犯罪が増加し、かつ深刻化しているの

が現状です。皆さんに安心して暮らしていただくためには、地域の中での見守りや支え合いが必要不可欠であり、地域生活を支える仕組みを整備していくなど、顕在化している高齢者に関するあらゆる問題に対し広く対応していくことが重要であると考えます。

そこで質問いたします。

(1) 高齢者の見守りや声かけなどの現状を伺います。

(2) 高齢者が地域から孤立することを防止するため、民間事業者との連携は考えられないのか質問いたします。

(3) 国が推進する24時間地域巡回型サービス、これについての考え方を伺います。

次に、大きい2つ目として、長崎がんばらんば国体リハーサル大会についてです。

長崎がんばらんば国体のリハーサル大会である第65回全日本女子ソフトボール選手権大会が、9月14日から16日にかけて長与町、時津町の両町で開催されます。32チームの参加があると聞いていますが、おもてなしの心を前面に、大会の成功を心から望むものであります。

そこで質問いたします。

(1) 大会に向けての進行状況はどうなっているのかお伺いします。

(2) ボランティア募集がなされていますが、現時点での現状と今後の課題を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、きょう午後一の御質問で金子議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目の高齢者を地域で支える社会の構築についての1点目、高齢者見守りや声かけなどの現状でございますが、民生委員・児童委員の方々は、毎年500人弱の高齢者を含むひとり暮らしの方への訪問、見守りを行っておられます。介護保険課では訪問看護師により、毎月70歳、80歳及び90歳到達者宅を訪問し、健康チェックを行い、今後見守りが必要と思われる方には要援護者台帳を作成し、その後も定期的に訪問をさせていただいておるところでございます。

また、自治会においては、町が策定いたしました長与町地域福祉計画を受けて長与町社会福祉協議会が作成をいたしました長与町地域福祉活動計画をもとに、県の補助を受けながら高齢者等見守り体制構築事業といたしまして、平成23年度に3自治会、平成24年度に3自治会の計6自治会へ見守り体制をつくっていただいております。今後も自治会の御理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の孤立防止のため民間事業者との連携につきましては、既にほかの自治体でも民間事業者との連携を図り、安否確認、緊急通報などの体制が整

つつありますので、長与町におきましても早急にこの問題については取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3点目でございますけれども、御質問の24時間地域巡回型サービスにつきましては、平成24年度から新たに創設されたサービスであることは御案内のとおりでございます。その内容は、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密に連携を図りながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うものとなっております。

考え方についてでございますけれども、このサービスは在宅介護・看護を24時間支援するもので、地域包括ケアシステムの中心的な位置づけになるものと考えております。町としまして、介護事業者に対して、このサービスについて積極的な情報提供を行ってまいりたいと思っております。

続いて、のがんばらんば国体リハーサル大会についてでございますけれども、1点目のリハーサル大会に向けての進行状況につきましては、競技会場の関連整備としまして、昨年8月に総合公園、運動公園広場内に多目的トイレを整備し、また、競技会場となります運動公園広場とふれあい広場の表層土入れかえ、並びにふれあい広場の防潮柵設置工事を本年2月に完了をいたしております。あわせて現在着工中のふれあい広場西側トイレ新設につきましても、本年3月の完成に向け工事を進めているところでございます。練習会場につきましても、長与北小学校グラウンド及び浄化センター内広場の表層土整備が完了をいたしておるところでございます。

なお、大会期間中における競技会場の施設整備につきましては大半が仮設による対応となりますが、施設配置計画や各施設規格などの実施設計を本年度中に完了させる運びとしております。

次に、選手等の受け入れ体制でございます。宿泊施設についてはほぼ確保ができておるところでございます。また、大会期間中の弁当の調達につきましても、町内事業所を中心に選定を行うための準備を進めているところでございます。

続きまして、おもてなしに係る準備の状況といたしましては、花いっぱい運動として、本年度を試験栽培の年と定め、町内各保育所、幼稚園から大学並びに各公共施設において、県実行委員会から配布されました花苗1,224本とプランター256個を活用して栽培をスタートさせております。これに加えまして、平成25年度はリハーサル大会に向け総数で約1,500個のプランター栽培を計画しているところであります。早々に各自治会を通じて町民の皆様にご協力をお願いしてまいりたいと考えておるところであります。

また、選手団への歓迎メッセージ入りのぼり旗やメッセージ入り応援旗作成につきましても、教育委員会との連携を図りながら各小・中学校に御協力をお願いするよう計画をいたしているところでございます。

続きまして、2点目のボランティア募集における現状と今後の課題につき

ましてですが、リハーサル大会、本国体ともに大会期間中の運営に携わる組織として、競技、式典を運営する競技役員と競技会場全般の運営を行う実施本部がございます。競技役員は主にソフトボール協会の方々で構成され、その補助を行う競技補助員として、長崎北陽台高校と長崎商業高校から合わせて約80名の生徒さんに御協力をいただくこととしております。

一方、実施本部につきましては、役場職員で構成し、各担当の係を設け、競技会場の運営に当たることとしております。大会開催期間中の職員動員数はおおよそ90名を予定しておりますが、競技会場の円滑な運営を行うため、その補助を行っていただく競技会補助員として各種関係団体から約100名、さらにボランティアとして約100名の方々に御協力をいただく必要があると推計をしております。このボランティアに御参加いただく方々につきまして本年2月1日から募集を開始をしましたところ、現在までの応募者数は35名となっております。

今後の取り組みといたしまして、まずは競技会補助員並びにボランティアとして御協力いただく方々の人員確保に向け、各種関係団体等への協力依頼を努めてまいります。あわせて新年度早々には実施本部を立ち上げ、御協力いただきます皆様の受け入れ体制を確立させたいと考えておるところでございます。

その後の予定としましては、8月上旬に、実施本部、競技会補助員、ボランティア合同でのおもてなしに係る基礎研修会、8月下旬には各担当係の業務研修会を開催することといたしております。9月のリハーサル大会におきましては、全国から訪れる方々を真心のこもったおもてなしでお迎えできますよう、万全の体制づくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長
7 番

(山口経正議員)

金子議員。

(金子 恵議員)

ただいま答弁いただきましたので、順を追ってと言いたいんですけど、ちょっと前後するかもしれませんが、よろしく申し上げます。

今回、この高齢者の見守りの件を質問させていただきましたのは、昨年暮れに、私が住んでおります同じ自治会の中で高齢者の方の孤独死という訃報に接したんですね。知らない方ではないのでやはりとても悲しくて、やはりこれはちょっと見守りという観点で取り上げて問題提起なりをしていかなければという思いできょうの質問に至りました。

その方を発見してくださったのは榎の鼻の工事関係の方で、その工事によって家屋にひびが入っていないかを毎日確認して下さってるんですけども、その途中で発見をしてくださったということだったんです。

このような事例からの教訓というのは、やはり見守ることの大切さということですかね。この見守りの事業の拡大っていうのは、拡充を図らなければいけないというのは、やはりこれから先、高齢化が進んでいく中でとっても重要な問題であると思いますので、そのためには独居世帯の現状を把握すると

ということがまずは一番で、先ほど町長の答弁の中で、独居世帯数が約500人弱で民生委員さんの方なんか定期的に回っていただいているということで、それはそれとして安心しておりますけれども、では、この民生委員さんとかに把握されていない高齢者はいないのか、本当にいないのかってそこを考えると、もしおられるとすればどのような方法でその情報を把握していらっしゃるのか、まずその点をお聞きします。

議長 長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)
現在、民生委員さんの方の把握をされてる方、462名という数になっておりますけれども、これ以外の方の把握の方法といたしましては、現在、福祉課の方の福祉活動計画、社協がつくっておりますその計画に基づきまして、各自治会に高齢者見守りの体制をつくっております。現在、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、6自治会で活動をされております。その自治会の中で、まず役員さんが集まってきて、その自治会の中でどなたを見守ればいいのかというふうな話から始めまして、この方この方といろいろな情報を持ってる方が集まってこられてますので、そこで地図等に落として把握をしていくという手続をとっておるようです。ですから、今後も見守り体制を広めていきまして、そういう作業をしていただくことが把握の手段だというふうに思っております。

議長 長 (山口経正議員)
金子議員。

7番 (金子 恵議員)

昨日からも同僚議員の質問の中に、この見守りマップ、簡単に言わせていただきますと、この見守り用のマップの作成が、去年が3自治会、ことしが3自治会ということで、着々と進んでいるんだなということはよくわかっております。

ただ、3地区の作成が終わって、この新しい3地区ですね、作成をするということですが、長与町には49の自治会があります。地域に関してはマップがまだ作成できてないところがほとんどなんですけれども、そういう地域に関しまして、見守り対象者を確認するためにも早急な対応が必要になってくるかとは思いますが、他の自治会に対してのそういう見守りの、そういうマップに落とさなくてもそういうところの仕組みというのはどうなってるんでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

先ほど町長の方から述べましたように、福祉課の計画から社協の方に地域活動計画という形で進めていただいておりますけれども、やはり社協の方も人数がありますのでなかなか全体にはいってないんですけども、今後は自治会長会を通じましてこういうことをやっておりますよということを知らしめて、事

前にでもそういう高齢者の把握をしていただきながら、後々見守りをやっていただくような体制をとるように自治会長会の方でお願いしていきたいと考えております。

議長 長 (山口経正議員)
金子議員。

7番 (金子 恵議員)
わかりました。

社会的に弱い立場にある高齢者の方、これには障害者の方とかも含まれますけれども、今回は高齢者ということでお尋ねしますが、そういう方々をしっかりと守っていくということが行政に課せられた使命だと思います。毎日隣の人が元気であるのかとか、そういう見守りの体制とか、近所同士でお互い巻き込んで確認をしてもらえるというような環境づくりというのもしっかり取り組んでいくべきだと思うんですけれども、この見守りマップも、だからその一つのツールですよ、大事だと思いますけれども、それができるような方法、毎日見守りができるような方法というのを何か考えていらっしゃるのか、その点はいかがでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課 長 (藤井尚武君)

今の段階では、先ほど申しましたように見守り体制を広めていくという方策を、自治会長会等を通して一自治会でも多く広めていくことがすべてだというふうに考えております。

議長 長 (山口経正議員)
金子議員。

7番 (金子 恵議員)

先ほどの町長の答弁にもそういう仕組みが整いつつあるということで、本当、お聞きしましたので、早目の仕組みづくりというんですかね、そういうのをお願いしたいなとは思っています。

見守りというのは、ともすれば見張りだったりとか監視されているっていうふうを感じる高齢者の方も多分多いんですよ。だからそれがどこまでいいのかデリケートな問題でもありますので、日々優しく見守るということをやっぱりしていかないといけないのではないかと、それができれば一番いいなとは思っています。

私、23年の9月と24年の3月議会で、大分県の国東市の黄色い旗運動の件で質問させていただきました。ここに関しては、総務の視察のときにそちらの社会福祉協議会の方とお話をする機会をいただきましたのでいろいろ聞いたんですけれども、その報告をかねての議会での質問だったんですけど、そのときの所管の方の答弁が、長与バージョンで考える。私が質問した後に視察に行っていたけどそうなんですけれども、その視察後、国東市へ視察に行きました、できることがあれば導入したい、前向きに考えるという、そういう答弁だったんですけど、その後検討いただけたのか、まずその点を伺

います。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。
生活福祉 (田島弘明君)
部 長 今、議員さんがおっしゃったように、大分県の国東の方に前の部長を含めて行かれたということを知っております。長与町における黄色い旗にかわるものとして、どういうことをしていこうかということで検討されたみたいなんですけれども、やはり黄色い旗に関しては長与町みたいに都会にはちょっと、逆に私の家は老人ひとり世帯ですよというのが広められるということで余りよくないんじゃないかということで、先ほどの福祉活動計画の中で自治会にお願いして見守りをやっていこうと、そちらの方でやっていこうということで社会福祉協議会とお話をさせていただいて、今のところそちらの方で進めていくということになってると聞いております。

議 長 (山口経正議員)
金子議員。
7番 (金子 恵議員)
すいません、一つ、今の部長の答弁に対してちょっと私つけ加えたいことがあるんですけれども、この黄色い旗運動というのは、高齢者の方だけに旗を上げていただくような、そういう運動ではないんですね。結果的に高齢者の見守りとして今全国的にこの黄色い旗運動というのは知られておりますけれども、もとの目的というのは、地域の支え合いとか見守りとか、そういうことを表にはしているだけけれども、近所づき合いをもっと昭和の時代のように深くできるようにということが、本当はそこにある、根底にある目的なんです。ですから、黄色い旗運動を例えば万が一どこかでしたとしたら、高齢者の方だけに旗を立ててもらってはなくて、その地域全体で立ててもらって、だからそのことによってかえって近所同士の見守りがきちんとなされているということで、例えば悪徳業者ですとかそういうことの防止にも逆になったという、メリットというんですか、そういうこともお伺いしました。

前の所管の方がやめられるときに、社協にお願いした、任せましたというふうには最後おっしゃられて退職されたんですけれども、何でも結構、社協に社協にということで任せっきりになってますけれども、やはりここはちょっときついかもしれないですけど、自主性の放棄ではないかと思うんですね。その点はいかがでしょう。やはり町で直にやってその仕組みづくりをして、そして仕組みづくりができればそれはきちんと流れていく、町民の自主性に任せるといふ点も大事かと思うんですけれども、そこら辺はいかがですか。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。
生活福祉 (田島弘明君)
部 長 先ほどの黄色い旗に関しましては、ちょっと認識、私詳しく知らなかったものですから済みませんでした。

今の社協へのお願いということなんですけども、町としましても地域福祉計画をつくっているいろんな方向で実施をしていくという中で、国の方で地域活動計画は社会福祉協議会の方に立てさせてその地域を細かく見ていくということだったもんですから、そちらの方で高齢者の見守りをやっていただくという方向でさせていただいております。そのほかのことに関しましては、町がすべてを向こうにお願いしたということではなくて、たまたま高齢者の見守りにつきましては社協の方がいろんな面で詳しいということで、お願いをしたという状況でございます。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

そうですね。例えば例をとったら、朝夕の子供たちの安全の見守りというのがありますよね。見守ってくださってますよね。あれは地域のコミュニティーで朝夕の登下校の子供たちを見守りましょうと最初なったらどこからともなくいろんな方が協力してくださって、ボランティアの方が多くなって、もうそれが長与町では当たり前ようになって、それは住民の方の力だと思うんですね。ですから、住民が参加して日々の見守りができるという、そういうふうなシステムというか仕組みというか、そういうものがあれば、手っ取り早いといったらおかしいんですけれども、すぐにでも協力していただけるんじゃないかなと考えます。

町長にお聞きしますけれども、町長は情報インフラのタブレット端末とかで見守りをされるということで、それもよいのかもしれないんですけれども、はっきり言わせていただきますと、そのめどもついておりませんし、いつになるかわからないですし、でもこの高齢者の見守り、特に実際にあった孤立死、孤独死というのはもう本当に家族にとっても地域にとっても大変な問題だと思うんですね。それが例えば100人だから、1人だからと、そういう数の問題ではなくて、重要なことだと思うんですけれども、黄色い旗というのは1枚100円ぐらいでできるんですよ。モデル地区をつくって、部長からは、長与は都会だからちょっと無理かなとおっしゃったんですけど、都会だったんだなと。無理だろうということでおっしゃられましたけれども、でもそれであしたの安心を得られるのであれば一番いいと思うんですけれども、モデル地区、手を挙げていただけたところがあればそれが一番いいんですけれども、そういうことに関して町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

私も今議員がおっしゃるようなことでおひとり暮らしの孤独死というのは非常に心を痛めております。私も自治会に入っておりましたときに、いわゆる老人の日なんかがあるんですね。老人の日に、じゃあ今度こういう方をお呼びしようということと言っても、おつき合いがなくて名前が上がってこないという方がおられて、それで自治会長さんがわざわざ行って、出てきてく

れませんかというようなことで話をしに行くんですよね。実態としては、本当にお元気なお年寄りの方はスポーツ大会にも出てこられるし、そして家族との仲もよくて、家族のだれかからも朝からワンコール電話があったりとかというんで家族の支えもあるというようなことでございまして、私どもも社会的な役割としましては、社会的な部分でどうコミットとしてお手伝いをしていくかということでありますけれども、一つには先ほど言いました民生委員・児童委員の皆さん方の見守りとか、あるいは訪問介護士の方々が年々にやっていくと、78歳、90歳のときに行ってきたらというふうなこともあります。そのほかに、ちょっと私、民間の方ともお話しするんですけども、例えばそこに食料品をお届けしている方々をお願いして、そういった方、民間の方のお手伝いもしていただきながらできないものだろうかとか、いろんなことも方法も考えられると思うんですね。

だから今、今後はそれについて取り組んでいかなきゃいけないと思うんですけども、情報インフラの整備もそのうちの一環です。ワンボタンで安否が確認できるということもそうでしょうし、だからそういった複合的な部分で社会的な取り組みとしてこの問題を考えていくと。今現在やっているのは、今私が答弁しましたことを長与町としてはやっておりますけれども、まだまだ不十分なところがあると思いますので、その面につきましては、今議員さんのお話もお聞きしながら、やはり取り組んでいかなきゃいけない問題だと思います。これは解決はないと思うんですよね。そのように思っています。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

介護保険制度のような公的なサービスではなくて、それだけではなくて、高齢者の心身の状況ですとかニーズを踏まえて、多様な見守り、そういうシステムを推進していくことが必要です。旗を上げるのは長与町にそぐわないということですけど、東日本大震災で被災された地域で結局取り入れられたのが、そこは田舎だったのかもしないんですけど、この旗運動だったんですよ。

この旗運動にこだわらなくても、隣の諫早市の西諫早山川地区というところで、多分長与でいったら長与ニュータウンのようなところだと思うんですけども、そこでは幾つかの見守りサイン活動をしてるんですね。福祉計画の中に福祉協力員さんのような方を要請する、お願いするというのが入っておりますけれども、そういう方と見守りが必要な対象者の、高齢者の方との間に事前で話し合って街灯などの点灯とかで安否を確認するですとか、その近隣世帯の方には、おふるに入っているのかとか、ふだんの生活の中で夕方になったらちゃんと電気はついてるかとか、隣近所の方にも見守りを願います。ほかに所定の時間にハンカチをつるす、カーテンをあける、そういうことをやはり地域で一生懸命考えているところは実行に移されているんですよね。ですから、日常の生活の一部として行うことができることというの

を考えていただきたいんですけれども、町長の情報インフラのタブレット端末というのは、これとは別にきちんと先が見えていつからというんだったらそれにかぶせてくればいいわけで、今あしたのことを考えるとしたらそういう方法をやはり考えないといけないんじゃないかと思いますけど、その点もう一度お聞きします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

済みません、黄色いハンカチの件につきましてはもう少し研究させてください。私自身、お答えするその内容がないもんですから。ただ、やはり通常的なつき合いかと思うんですよ。私が一番逆に心配してるのは新しい新興団地なんですけども、でも新興団地の場合、若い方が多いんでそういう面ではないのかなと思ってんですけども、一番大事なのはやはり近所づき合いだと思うんですよ。そこが基本になりますので、自治会もそうですけども、婦人会というのは今ございませんけども、婦人同士の集まりとかいろいろございますけども、その中でやっぱり常に話題になるような形のものをしていくことなのかなというふうに思うんですよね。ちょっとお答えになってないかもしれませんが。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

わかりました。幸い長与町は、ひとり暮らしとはいっても実際には近所に親戚の方がいらっしゃって応援して下さったりですとか、さまざまなネットワークが十分整っている、残っている、ありがたい地域でもあるということは事実なんですね。ですから、それを生かしつつ、長与モデルとなるような地域の見守り、支え合う仕組みづくり、それが毎日できる、そういう具体的なものがつくっていればいいなと思っています。このような取り組みに関しては、地域のために働くということも私たち議員の使命でもありますので、役目でもありますので、協力を惜しまないつもりであります。多くの方の知恵をおかりして、皆さんと一緒に考えていければと思います。

今回の町長の施政方針で、一人でも多くの高齢者がいつまでも健康でそれぞれの生きがいを持って生き生きと毎日を過ごすことができるよという言葉が入っていましたけれども、そこにつながるのではないかなと思います。これが早急に日々のことを考えると、やはり先ほどおっしゃられましたように近所づき合いというのが根底にあるかと思うので、自治会の加入ですとか、そういうことの推進ですとか、いろんな面で一生懸命一緒にやっていければと思います。

その見守りと同時に、やはり高齢者の方の居場所づくりというのも今皆さんよく言われてらっしゃいます。長与町でいったら実際いきいきサロンですとか自治会の老人クラブですとか、いろんなことを長与町も手がけてらっしゃいますよね。先ほど同僚議員の質問の中にもありましたけれども、中央商

店街に憩いの場を設けて住民の方、特に高齢者の方が気軽に参加できるサロン活動のようなものをさらに普及していければと思いますけれども、今後の進め方をどのように考えているのか伺いたいですけれども、第5期介護保険事業計画の中に、4期ではいきいきサロンの開設の働きかけはしたが十分な成果が得られなかった、これ31ページにあったんですけど、平成23年度、1カ所減の12カ所となり新規がふえないことが課題となっております。この5期の中でこういうサロン活動というのをもっと推進して、ひきこもりにならないとか、そういうことを考えて今からずっと進めていかれるんでしょうけれども、これに関して具体的なこうやっていこうという、そういうのは何かございますか。

議長 (山口経正議員)
介護保険課長

(藤井尚武君)

いきいきサロンにつきましては、昨年から12団体で行っておりまして、ちょっと伸び悩んでおるといふふうなこともございました。それで、来年度からは、めだか85が毎月4回、介護保険課の方の事業として実施をしておったんですけども、ことしから月3回はめだか85でやって、あとの1回につきましては自主活動ということで、そのいきいきサロンにつなげるようなところで考えております。めだか85につきましては4会場で実施をしておりますので、うまいぐあいに考えどおり進みますと4つふえればというふうな気持ちも持っております。

議長 (山口経正議員)
金子議員。

7番 (金子 恵議員)

わかりました。でも、このめだか85のことに関しても入ってございましたけど、22.9%の認知度しかないとなってございましたけど、これは本当でしょうか。

議長 (山口経正議員)
介護保険課長

(藤井尚武君)

あのときの調査の結果はそういう22.9%という結果でございまして、確かに広報等には掲載をしておるんですけども、まだまだ足りないのかなということを思った次第です。

議長 (山口経正議員)
金子議員。

7番 (金子 恵議員)

このめだか85ですとかいきいきサロンですとか、介護予防の必要性を盛り込んだことをどんどんどんどん推進されているのというのは本当にいいと思うというか、もっともっと広がっていければと思っています。具体的に取組みの成果が上がっていくという理解でいいのかなと、もっと周知さえできれば皆さんが参加していただけるのではないかと期待しております。

次に、在宅介護においての家族介護者への支援ということもこの事業計画の中に盛り込まれています。地域包括センター相談が4.5%と周知がされていない状況が見てとれます。ここの課題のまとめというところに、まずは今以上の包括センターの相談機能を多くの住民に知っていただくというんですか、それが必要かと思います。現在どのような手段で周知されているのか。広報なんかは時々載っておりますので、多分、去年の12月の広報にも1ページを使っているんな取り組みとかが載っておりましたので、それはされていると思うんですけれども、今後、これ以降もっと何らかの方法で、広報とかきちんと読まない方もいらっしゃると思いますので、老人会での説明ですとか、そういうことをなさっていただければいいのではないかなと思うんですけれども、そういうことは、でももちろんされてますよね。

議 長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険 (藤井尚武君)

課 長 去年の平成23年の相談件数につきましては、窓口で705件という数字が上がっております。その周知につきましては、毎月広報には介護関係の広報、周知をいたしておるところです。それ以外に保険料の決定の通知を差し上げる通知書の中とか、またいろいろ個人さんあてに出す通知の中にそういうふうな周知ができる書類を同封して送っておるところですが、なかなか決定通知すら見ていただけないということもございまして、まだまだ伸び悩んでおるとい状況のようです。

議 長 (山口経正議員)
金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

わかりました。ありがとうございます。この地域包括支援センターというのは、やはり高齢者に限らず障害者の方ですとかいろいろなそういう方のためにもあるかなと思うんで、できれば多くの方に知っていただいて相談していただき、もっと活用が広がったらと思います。

次ですけれども、24時間地域巡回型サービスのことで、先ほど町長答弁の中に私が思ったことはほとんどお答えいただいたんですけれども、やはりこれは地域包括ケアの柱として厚生省が打ち出したもので、先月の終わりぐらいでしたか、長崎新聞にこの24時間サービスのことが記事になって載ってたんですけれども、去年の4月に始まったものの、実施しているのは現時点で5.3%、約1,580の市町村のうち83自治体にとどまっているそうです。やはりこの原因というのは事業者が一定の報酬で安定的にサービスを提供できるという経営能力が求められているということと、余りにもやはり理想を追い求めているシステムなんだろう、サービスなんだろうということも十分理解しております。しかし、これから先やはり重度の高齢者の方が老人ホームと同じようなサービスを受けながら在宅で暮らせるということを目的としておりますので、町長がさっきおっしゃられましたけれども、何らかの形で24時間見守れる体制というのを考えていってくださるということな

ので、そこは本当に期待したいと思っています。そういうふうには24時間安心して高齢者が暮らせるという、このサービスを基本にされるんでしょうけれども、具体的にはお答えできるような政策みたいなものは町長考えていらっしゃいませんか。頭に何かないですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

議員御指摘のとおり、重度の在宅の御老人がいらっしゃるところは本当に家で介護していただきたいという思いを持った人が多いんですよ。在宅で介護していただいて、できればそこを終のすみかとしたいというのが、これが本当の気持ちであるという方が多いのが現状でございます。ただ、24時間地域巡回型サービスというのは今始まったばかりで、これまだほとんどの地域でまだ実施というか、その実績がないんですね、まだ。だから、これにつきましてはやはり今から先のいわゆる介護の主流というか、そういうところになっていく可能性はあると思うんですけども、もう少し推移は見守らなくちゃいけないと思うんですけども、まずそのつくられた趣旨なり、そういったものにつきましては十分納得し、そしてそのあたりはきちんと受けとめながら政策を打っていかないといかんだろうと思いますし、特に日中、夜間を通じての介護訪問ということであります。特に多いのは夕方の5時とか朝の8時とかなんですよ。一番主婦とかなんかも忙しい時間にそういったものの要求があるというようなことも実はありまして、この問題についてはいろいろまだまだ問題抱えてますけども、定期巡回型訪問と随時の対応ということが今現在できることだろうと思うんですよ。それを踏まえながら今からという形で、それが体制としてなされていくのかというようなことではないかというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

この24時間巡回型のサービスというのは、いろんな形を変えて、岡山県なんかでは医療機関にお願いして、個人の医院の先生たちと連携を自治体自体がとって、24時間いつでも連絡したら駆けつけますというような政策も打ち出してる場所もあるようです。何か早い段階でそういうものを考えられるようでしたら取り組んでいただきたいと思います。

では次に、リハーサル大会について。先ほど私が聞いたかったことというのは結構町長の答弁の中にもう答えが入ってございましたので、聞きたいことというのがちょっと限られてきたんですけども、私も山口国体に、個人的にですけども、ソフトボールの応援に行っただけですけど、そのときにボランティアの方というのが、案内所ですとか休憩所、弁当係ですとかいましたけど、これリハーサル大会についても同じように、ちょっと今外しましたけど、物販コーナーというのがあったんですね。国体に向けて、特産品の開発というんですかね、特産品をいろいろとつくって、国体に向けてという

議長

ことで取り組んでおられましたけれども、このリハーサル大会においてのそういうものの販売というのはなされるのでしょうか。

(山口経正議員)

国体事務局長。

国体事務局 局長

(藤田 茂君)

お答えします。

リハーサル大会につきましても国体と同様に売店を設けるという形で、またもてなしの一つの手段としましては、できれば極早生ミカン等が間に合えば休憩所等で無料での試食というふうなものもしたいと、あわせて売店コーナーではミカンの直送ですかね、宅配の受付等も設置をしていきたい。あるいは生活研究グループ等がつくっております農産物の販売、こういったものも売店の設置基準要綱等に照らしながらぜひ入っていただきたいというふうに考えております。

議長

(山口経正議員)

金子議員。

7番

(金子 恵議員)

楽しみになってきました。皆さん、地元の方というの、なぜかわからないのですけれども、物販はあるのと聞かれるんですね。やはり長与の自慢をしたいんでしょうね。それを言われました。せっかくいろいろなものを考えてきましたし、それが間に合うということなので、とてもいいのかなと思います。

今回の大会というのは国体に向けての大会でもありますし、そして次にあります全国の障害者スポーツ大会がありますけど、ある意味、国体以上に長与町の質を問われる大会ではないかと思うんですね。この国体によって、リハーサル大会によって国体前の改善点ですとか課題が明らかになるだろうとは思いますが、重要な大会として位置づけられなければいけない、そういうふうに考えていますが、お聞きすることもないぐらいきちんとされているようなので、今後ボランティアにも参加したい思いますし、町民の方にも、知らない方も多いので、知らせるという役目も一つはあるのかなと思ってますけれども、この町民の方に対してなんですけれども、一部の方は知ってるけれども、余りリハーサル大会のことまでは知らないという方も何にはいらっしやいますけれども、このリハーサル大会についてもっと宣伝したらいいんじゃないかなと、ちょっと住民不在のようなところがあるような気がするんですけれども、そういう方法に関しましては、これからあと半年ぐらいしかありませんけれども、強化されるのでしょうか。

議長

(山口経正議員)

国体事務局長。

国体事務局 局長

(藤田 茂君)

お答えします。

リハーサル大会につきましては、正式に言いますと、日本ソフトボール協会の理事会、これが2月の末に9月の14から16という日程が正式に発表

ができるという状態になりましたので、今から本格的なPRという形で、その日体協の理事会の報告を受けまして、既に広報をごらんになっていただいたと思いますが、今月ぐらいから本格的なPR活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

金子議員。

7番 (金子 恵議員)

わかりました。これから半年間、5月末までのボランティア募集ということで、その方たち、いろんな方を含めて国体の意義ですとかもてなしの心だったりとかかかわり方、そういうものの説明とか期間が必要だと思いますので、その点に関して、来町された方が気持ちよく帰っていただけるようなりハースル大会になればと心から望んでいます。これで一般質問を終わります。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で14時10分まで休憩します。

(休憩13時58分～14時10分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順13、饗庭敦子議員の 町の教育政策について、健康づくりの政策についての質問を同時に許します。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

皆さん、お疲れさまです。3日目の午後、2番目になりますけれども、皆さんも随分お疲れのことと存じますけれども、今からの1時間、聞いていただきたいと思います。聞いていただく中で、教育政策についてはこれまでも同僚議員からたくさん質問が出ております。再質問のときは割愛させていただきますけれども、最初の質問は通告書どおりということですので、このまま進めさせていただきますので、皆さんじっくり聞いていただければというふうに思います。

この聞くということなんですけれども、聞くという言葉 皆さんにイメージしていただきたいんですけれども、この聞くという言葉 イメージしていただくと、いろんな「きく」という文字が頭に浮かんでくるかと思うんですが、私は日ごろ傾聴を大事にしておりますので、傾聴の「聴く」というところで、耳プラス目、心と書きますので、話を耳で聞くだけではなく、話をする人の目を見て、そしてしっかりと心で受けとめていただければというふうに思いますので、私の一般質問をそのように聞いていただければというふうに思います。

では、質問に入ります。

町の教育政策について。

大阪市立桜宮高校のバスケットボール部主将の男子生徒が昨年12月に自殺したという問題から、全国的に体罰が大きな社会問題となっております。マスコミをにぎわすこの体罰の問題は、大学から保育園までを抱える学園都

市長与として看過できる問題ではなく、いじめ、不登校などとあわせて町の教育の根幹を揺るがすゆゆしき問題として取り組む必要があります。学校教育法で禁じられている体罰、子供たちのデリケートな交遊関係に顕在化しにくいいじめ、複雑な要因が絡む不登校など、長与町としても他山の石とせず真摯な取り組みによる健全育成を目指さなければなりません。町の教育行政として体罰、いじめ、不登校にどう取り組むのかを質問いたします。

(1) 長与町における体罰、いじめ、不登校について基本的な考え方はどのようになっているかお伺いいたします。

(2) 体罰、いじめ、不登校について、町の現状はどのようになっているかお伺いします。

(3) 今回の体罰問題では町としてどのような対応施策を検討したかお伺いします。

(4) 子供たちの健全な成長に大きな障害となる体罰、いじめ、不登校について、現状を踏まえた上で町はどのように再発防止、根絶に向けて取り組むのかお伺いします。

(5) 保育園から大学までを抱える町として、大きな視点で体罰、いじめ、不登校を学園都市の課題としてとらえて対処していく考えはないかお伺いします。

健康づくりの政策について。

何を行うにしても、まずは健康が必要であります。地域づくりを進め、地域の活力を高めるためには、その地域の住民が健康であることが一番大切なことです。町の財政健全化の観点からも、健康づくりは重要な施策であると考えます。

長与町では、健康増進法の施行を受け、平成17年度に行政と町民が一体となって健康ながよ21計画を策定しました。健康ながよ21追補版では、県の計画との整合性を図るため、最終年度を平成24年度とし、最終年度に評価を行い、平成25年度以降の健康づくりの推進に反映させるとしてあります。平成24年度も残りわずかとなっております。そこで次の質問を行います。

(1) 平成24年度の到達目標の達成見込みはどのようにですか。また、健康ながよ21の取り組みを皆様はどのように評価していますか。

(2) 平成25年度以降に健康づくり事業の成果と課題をどのように反映していこうとしていらっしゃいますか。

(3) 健康ながよ21追補版にがん対策の受診率の向上を図りますとありますが、がん検診受診の現状はどうなってますか。また、受診勧奨に向けた具体的な取り組みを行ってますか。

(4) 胃がん予防検診にピロリ菌検査の導入は考えているかお伺いします。以上質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

町 長 (吉田慎一君)

どうも皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、健康づくりの政策についてということで、饗庭議員の御質問にお答えさせていただきます。

1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方からお答えをさせていただきたいと思っています。私の方からは、2番目の健康づくりの政策にかかわる御質問について御回答をさせていただきたいと思っています。

まず、1点目の平成24年度の到達目標の達成見込みでございますが、昨年10月に乳幼児期、児童生徒期、青年期、壮年期及び高齢期の5つのステージごとのアンケート調査を実施いたしました。調査項目は、栄養・食生活が30項目、歯・口腔の健康が22項目、身体活動・運動が12項目、生活習慣が10項目などでした。

アンケートの結果から、目標を達成したものが壮年期及び高齢期の検診受診率や青年期での喫煙率の減少など14項目、15.2%、改善傾向にあるものが高齢期の地域活動に参加する人の増加や壮年期男性の喫煙率の減少など18項目、19.6%となっています。一方、悪化しているものは、壮年期の常にストレスを感じている人の割合の増加など7項目、7.6%、変わらないは51項目、55.4%となっています。

また、健康ながよ21の取り組みにつきましては、健康ながよ21推進専門委員、健康づくり推進員、食生活改善推進員を中心として、毎年健康まつり、ヘルシーウォーキング大会を開催していますが、回を追うごとに参加者が増加していること、またこれまで働きかけが十分でなかった青年期についても北陽台高校文化祭における推進専門委員の協力による展示・健康診断、シーボルト校との連携などにより幼児期から高齢期まですべてのライフステージを通して活動できるようになり、町民の健康づくりを充実させるための個人や地域を取り巻く社会環境が整いつつあると考えていますので、今後ともいつでもどこでもだれもが気楽に健康づくりが実践できる環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

続きまして、2点目でございますけども、健康づくり事業の成果と課題を平成25年度以降どのように反映していくかですけども、アンケート結果から、ライフステージによって主観的健康観が大きく異なること、男性と女性では生活習慣が異なるため健康問題も異なる状況であることがわかりました。このような状況を踏まえ、健康格差の縮小と健康寿命の延伸を図るため、町では、食生活の改善や運動習慣の定着による1次予防や毎年健康診査の受診勧奨を行い、疾病の早期発見、早期治療による2次予防に努めてまいりましたが、今後ともこれまでの施策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展などの生活習慣病重症化に対する予防のため、健康診査、特定健診のさらなる受診率向上対策を図ってまいります。

3点目、がん検診受診率の現状についてですけれども、昨年の12月末時点で肺がんが214名、9.4%、胃がんが81人、8.4%、大腸がんが82人、3.7%、乳がんにつきましては92人、5.0%、昨年度より上昇し

ております。また、受診勧奨に向けた具体的な取り組みとしましては、これまでの電話による受診勧奨に加え、新年度より対象者に勧奨通知を発送する予定としております。

続きまして、4点目につきましてですが、現在実施しております胃がん検診の受診率を向上することで胃がんの早期発見、早期治療に努めたいと考えております。このことから、現時点ではピロリ菌検査の導入は難しいと思われませんが、新年度におきましては、全世帯配布の健康診査のお知らせにピロリ菌検査の受診可能な医療機関の掲載を予定をしておるところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

饗庭議員さんは、聞くとは耳で目と心を持って十分に聞くということでございます。話すとは舌で物を言うということでございますので、舌をうまく使いながら、少々長くなりますけども、回答させていただきます。

町の教育行政についてでございますが、今回は体罰等について関心を寄せていただき、また心配されて、たくさんの御質問をいただいておりますことに対しまして心からお礼と感謝を申し上げます。そして、このやりとりを通すことによって町内から体罰根絶へのきっかけになればと、そういう願いを込めてでございます。

1点目の長与町における体罰、いじめ、不登校についての基本的な考えでございますが、体罰、いじめ、不登校に係る問題は、私どもが掲げております楽しい学校、温かい家庭、住み続けたい長与を目指すためにも真っ先に解決しなければならない課題だと位置づけております。特に体罰は、きのうも申しましたけども、これは法令違反なんです。いじめは人権侵害です。いずれも子供の健全育成を阻害するものでありますので、根絶していかなければならないものと考えております。

不登校は、体罰、いじめとは少し違って、個々の生活環境、生育歴などさまざま、複雑な要因がございます。もちろん不登校の主たる要因が体罰やいじめに起因するものであるならば万難を排して解決しなければなりません。そうでない場合はその要因を少しずつ解消しながら個々に応じたきめ細かい指導を行って、基本的には登校実現を目指していかなければならないと考えております。

2点目の体罰、いじめ、不登校について町の現状はどのようになっているかでございますが、体罰については、これまでも答弁したとおりでございますが、文科省が県教委に対して調査するよう通知を出しておりまして、これを受けて本町でも調査を行い、現在、管理職がその確認作業を行っている最中でございます。今回の調査に先立ちまして、町独自でも現段階で校長が把握している範囲でこれは体罰ではないかなと思われる事案を調査いたしました。それによりますと、教職員が2件、外部指導者が2件ほど上がってお

ります。これらも含めて、今回行いました調査結果の検証にはもうしばらく時間がかかると思っております。

いじめについては、昨年の9月議会で報告しましたが、その後も調査を継続しております。それによりますと、9月以降のいじめの認知件数は小学校で37件、中学校で24件となっておりますが、そのいずれもが早期に気づき指導しているので、現在は解決済みというふうな報告になっております。今後ともいじめ根絶と早期発見、早期対応を基本に取り組んでまいります。

不登校については、文科省が不登校を病気やけがを除いて年間30日以上欠席者というふうに定義していますので、それに照らせば小学校で7名、中学校で10名ほどいます。これらのお子さんにつきましては、学校と家庭が連携を図りながら、場合によっては町雇いの教育相談員も相談に乗ったりして、あるいは、いぶきという適応指導教室がございますので、そこで対応したりしております。

3点目の今回の体罰問題では町としてどのような対応施策を検討したかでございますが、体罰禁止は学校教育法第11条でうたっておりますので、まずはこれの順守を訴えております。きのうも申しましたけども、いろいろな会合において、11条を意識してもらうために、一々たたくな子供の頭、時にはたたけ担任の肩というのを繰り返し繰り返し言いながら意識づけを行っているところでございます。

この学校教育法では、教育上必要があれば子供への懲戒は認めてありますが、体罰は禁止という歯どめがあります。このことを知識として理解していても、結果として体罰を行うのはやはり指導の未熟さ以外の何物でもございません。ここらをしっかり理解してもらうために、次の3種類の文書を印刷、配付し、校内研修などで取り上げてもらうようお願いしているところでございます。繰り返しになりますけども、一つは文科省がよりどころとしております児童生徒の懲戒と体罰に関する考え方、もう一つは有形力の行使、つまりたたくという行為が教育的指導の範囲とされた裁判の例を集めまして、それも配っております。もう一つは、児童懲戒権の限界についてという法務庁長官通達、この3種類を渡しまして、これらの資料と目の前の子供たちの実態とを照らしながら、懲戒の仕方、しかり方の研究を深めていくよをお願いしているところでございます。また、生徒指導上どうしてもしかなる必要がある場合には一人ではなくて複数で指導に当たること、そして校内で体罰を黙認しないような風潮をつくることなどをお願いしているところでございます。一方、外部指導者にも体罰防止、体罰根絶の文書を配付し、お願いをしているところでございます。

4点目の子供たちの健全な成長に大きな障害となる体罰、いじめ、不登校についてどのような再発防止、根絶に向けて取り組むかでございますが、体罰根絶につきましては先ほど述べたとおりでございます。これといった即効薬はございませんので、これを先ほど述べたようなことを繰り返し訴えて、とにかく体罰を生まないような校風づくりや開かれた学校経営を管理職が率先して取り組むように指導してまいります。そして、教職員一人一人が指導

の厳しさと体罰は全く別物であるという確固たる信念のもと、愛情と自信を持って子供と向き合う教育を進めてまいります。

いじめについては、これまで同様、いつでもどこでも起こり得るという危機意識を忘れることなく、子供の小さな変化に気づく感性を磨いてもらっています。その一方で、いじめの調査は当面継続して行いたいと思っております。今、子供たちは本当にいじめに敏感になっております。早期発見、早期対応のきっかけにもこの調査はなるのかなというふうに考えております。

不登校については、さまざまな要因がありますので、それらを根気強く解決しながら、基本的には個々に応じたきめ細かい対応を行ってまいります。

5点目の体罰、いじめ、不登校を学園都市の課題として対処していく考えについてでございますが、小学校のときにいじめの側にいた子が中学校に入ればいじめられるターゲットになるという話はよく聞きます。したがって、本町では小・中間の連携には早くから取り組み、子供の情報の共有だけでなく、小・中学校の双方で先生方が授業を行うなどして教員同士の交流も行っており、その成果はあらわれていると思っております。義務教育における課題は、小学校1年の小1プロブレムと中学校1年の中1ギャップとも言われますが、中1ギャップはある程度本町では解消されているのかなと思っておりますが、今後は小1プロブレム解消に向けて幼稚園、保育園との交流まで広げていこうと考えております。しかし、高校や大学まではどうでしょうか。その切り口には少し苦慮しているところでございます。しかし、饗庭議員さん御指摘のとおり、学園都市長与という環境は整っているわけでございますから、これをアピールすることは町のイメージアップにつながるのかなと思っております。ただ、この体罰、いじめ、不登校を前面に出すのではなくて、何かイベントの中で学園都市長与というのを浸透させていくのがいいのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

今、丁寧な答弁をいただきましたので、それについてまた再質問の方をさせていただきますというふうに思います。

体罰の問題で、やはり指導の厳しさと体罰を行うことは全く別物であると教育長もずっとおっしゃっております。その中で、やはり実際指導する場合に、こういう報道が連日行われますと非常に指導がしにくいのではないかとこのように思っております。その中で、やっぱり指導に萎縮やちゅうちょというのが生じるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのように対処していこうと思われておりますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

これまできのう、おととい述べてまいりましたけども、今おっしゃることが、現にそういう風潮を感じます。だから、しかなければいけない、注意

しなければいけないところでちゅうちょしたり、あるいは部活動も4月以降は指導はしませんという、そういう例もありますので、それと、今回の件と子供の指導とは別問題ですよと、今までどおりなんですよと、ただ子供をたたく、いわゆる体罰、これはやはり見直さんといかんと。今、本町だけじゃなくて、県下、全国話題になってますので、これを一つの自分の指導法を振り返るといふ視点から考えてもらいたいということで、私は基本的には従来どおり厳しいところは厳しく指導していただくこと、そういうお願いをしているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

従来どおりしていくということでございますのでぜひそうしていただきたいんですけども、やはり受ける側としてはなかなか進めない現状があるかと思えます。このような体罰とか、いじめも含めて、問題が起こった場合に、個人というか、その先生だけが悪いような雰囲気になってしまう。もちろんそこには教頭先生の問題、校長先生問題、学校風土の問題があると思うんですけども、そういうことがその個人の責任、個人がテレビでいうと記者会見をして謝るみたいな感じになっておりますけれども、そんなふうにならないために日ごろからサポートいうものが必要ではないかと思うんですね。そのサポート体制としてはどのようなことをされているかちょっとお伺いします。

議 長 (山口経正議員)

教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

お答えします。

問題が起きた場合は、担任に限らず常に学年組織で動くようにしています。プラス小学校であれば生活指導主任、それとか教務主任、教頭、校長、管理職ですね、中学校でも同じように学年組織でプラス生徒指導主事とか教務主任、主幹教諭、管理職というような格好で組織立って動くようにしております。そういう動きをやってるもんですから、今のところは問題が起きたとき早期発見、早期対応で順調にいったらと思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

学校ではサポート体制も十分今のとこできて、早期発見で独自調査でしたら教職員2件の方、外部指導員の2件の方も大事に至らず終わったということですね。その中で、この体罰とかいじめとかいう問題では、すごくデリケートな問題だと思うんですね。これを対処するのに第三者委員会というのがあると思うんですけども、長与町ではそのような第三者委員会の設置というのはいかに考えておられますか。

議 長 (山口経正議員)

教育次長 教育次長。
 (勝本真二君)

どうしても問題が大きくなるということがある場合はやはり、この間の大津の事件じゃないですけど、第三者委員会は設けなければいけないという判断しております。ただ、具体的に話が出てますので、例えば今、外部指導者あたりのことも出ました。そこあたりも投げかけたら、各学校では部活動の決まりのことありますよね。細則あたりに、例えば外部指導者あたりの委嘱についてという部分までしかなかったところを自分たちでやはりこれ以上ルールを守れない人には解任というのもつくろうとか、主体的な動きも出てます。やはり今の長与町はそういうのを投げかけると自分たちで考えて、教育の町長与である以上はもっといい環境にしなければいけないと、そういう意味で主体的に動いてくれておりますので、こういう考えはいいんじゃないかと、今後とも続けていきたいなと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)

1番 饗庭議員。

(饗庭敦子議員)

その第三者委員会なんですけれども、先日新聞で拝見したときに、自殺された御家族の方が、第三者委員会があったら、学校に相談しにくいとか、自分の子供のことを相談しにくい。だれにも相談できないけれども、第三者委員会があったらもしかしたらこういう最悪の事態にならなかったのではないかなというようなコメントが載ってたので、長与町としても、事件が起きてからというのではなくて、今の段階から、おっしゃるように自分たちでするという部分もあると思うんですけれども、やはり第三者委員会、こういうところにありますよというので皆さんが相談に行きやすいところをつくっていただければなと思うんですけれども、そのあたりはどう考えられますか。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

第三者委員会という位置づけが学校関係だけではなくて外部の目という、そういう視点で、例えばPTAといいますとやっぱりどうしても自分の子供さんを預けてるから学校の見方になりますよね。ですから、今、今度もし体罰の調査が上がってきて、ある程度ふるいにかけて検討していく中で、学校だけ、あるいはPTAだけの目で見たらどうしても守りになるので、学校評議員というのがございますね。そういう学校評議員の方の目も触れさせて、そういうフィルターを通して見てもらおうかということで、それぞれの学校には学校評議員というのがいらっしゃいますので、そういうことの意義づけ、ねらい、これについては今後我々も学校もPRしていこうかな、相談事もしていいいですよと。それから町雇いの教育相談員というのは学校には言えないけれども相談していいですよということで、結構子供じゃなくて保護者の方も相談されてて、それは守秘義務でというふうなことで訴えておまして、結構そういうのもございます。それから、きょうなんか早速PM2.5が飛

来してるのにどういう対応するんですかというのが朝から教育委員会にも問い合わせがありましたけども、私たちも、いいことも悪いことも含めて結構気軽に来てますので、それには懇切丁寧に対応していきますので、いろんな目で教育をしていこうと、そういうふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

第三者委員会という名前ではなくて、ほかの面でいろんな相談ができるようなシステムができてるということですので、それを続けていっていただければいいかなと思うんですが、ぜひ起こる前に相談できるということが皆さんに周知できればというふうに思います。

そして、体罰だけではなく、いじめ、不登校の再発防止というところからも、学校のいじめの件数が小学校37件、中学校24件ということで、減少してないということだったんですね。それにはいじめととらえるかどうかという問題もあると思うんですけども、やはり子供さんのSOSを受ける側の先生方が本当に受けれるのかなというところがあるんですけども、最近の中で、そのSOSを受けて教育長なり教育委員会の方に御相談があったというような事例はございますか。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

個々にこうだという特異な例はございませんけども、先ほどの中で、1学期よりも、特に中学校はふえてるんですね。何でだろうと思って学校ごとでふえたところを確認しましたところ、生徒会が中心となって生徒会活動の一環としてそのいじめ調査をやっていると、それを先生の方に上げて、学校の方でもそれを確認しながらいたと。1学期は教師の方で調査をしたと。だから、これはいいことだなと、子供の発達段階によって違いますけども、中学校あたりはそういう生徒会活動の自分たちで自分たちのあれを一掃していくなんだという機運、これはいいなということで、数は減ってないというあれもありますけども、こういうことを続けていくことによって減少していくのかなと、だから根気強くやらんといかんだらうなというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

そうですね。中学生が自分たちですということとはとてもいいことだと思うので、それを続けていっていただきたいなと。

先ほどの教育長の話の中で印刷物を配付して指導を徹底するということがありましたけれども、いじめを考える授業として、先ほども判決文を配付するとおっしゃってたんですけども、鹿児島の方ではそれを授業として取り入れてしてるというところもあるんですが、長与ではそんな授業の中に、いろんなお話はされると思うんですけども、授業としていじめを考える授業と

いうところは考えておられますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

もちろん私たちがやったプリントをそのまま子供に使うんじゃなくて、それをそしゃくして教材として道德の時間、学級活動の時間では当然やっております。私は結局いじめも体罰も何もかも最終的には、体罰もそうですけども、私は人間関係だろうと思うんですよ。やはり少子化の時代の中で、核家族の中で、人間関係が希薄になっている。人は人を浴びて人となるということわざもあるじゃないですか。そういうことをもっと今からやらんといかんかなと。その基本が私はあいさつだということで、コミュニティーの方々、朝から毎日あいさつ運動もしてくださってる、学校やってるということで、このあいさつ運動が原点になるだろうと、そんなふうにも考えております。

議長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

おっしゃるように、やっぱり人間関係だと思うんですね。なので教材配付して先生方がそれを授業に使うとかということもおありだと思います。今のよ
うな話を教育長もずっと小・中学校訪問して日々されてると思うんですけれども、いじめ、体罰問題が今すごく表面化しておりますので、これからはな
お一層行っていただいて、教育委員会の方も含めて、時間がある間、回って
いただければなというふうに思います。

この中で、いじめ対策提言というのが何日か前に出たかと思うんですけれども、このいじめ対策提言の中で、加害者側への出席停止措置というのがあ
ったかと思うんですね。これに関してはどう考えられますか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

いわゆる加害生徒の登校停止という問題ですね。これは義務教育ですから、
義務教育じゃないところでは退学とかできますけども、義務教育では退学と
いう措置は、名前は出席停止とありますけども、そのためには別途場所を設
定して、そこで教員がついて指導をするという前提での出席停止、すなわち
そういう加害を一時的に遮断する措置でございます。そのためにはこういう
条件を満たさなければいけない、るるありますので、それにのっとってやり
ますけども、本町では今はそういうことはございません。

議長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

この出席停止措置がいいのか悪いのかというところで、私としては、排除
するというような形になるので取り入れていただきたくないなと思ってると
こなんですけれども、長与町としてもいろんな観点から考えていただいて、

子供に一番いいような方法で取り組んでいただければというふうに思います。

次に、不登校の方なんですけれども、先ほど人数をお聞きしましたが、不登校になられた場合の学力支援、学校にやっぱり来られないわけだからちょっとおくれるというので指導員さんが行ってるとかという話もあったんですけども、学校に来れない子供のために授業を御家庭で見れるような環境を整えてはどうかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)
理想をいえばそういうふうに、個々にきめ細かな対応となればそうなるのかなと思いますけども、実際問題としてそこまではちょっとできませんね。ですから、南小の裏門のところにあります、いぶきという適応指導教室がありますけども、結局来れないときに、やっぱり人と会えないということが原因ですから、そこを担保してやって、あそこで指導員の方がついていろんな活動をするという、そういう対応ですね。個々の家に一軒一軒行ってというところまではちょっと厳しいと思います。

議長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)
個々の家に行ってというのではなくて、私が提案したいのは、CCDカメラを登載したパソコンを置いて、そこから電波を通して家につながるので、費用的にもパソコンとCCDがあればいいし、不登校になられた御家庭にもあればできるので、遠隔授業となるんですけれども、そういう方法もあるので、子供さんが不登校によって学力がおくれるとなお不登校が延びていくという実態があるかと思しますので、そういうのも取り入れていただければなというふうに思います。

今いぶきとおっしゃったですかね。いぶきというところがフリースクールみたいな役割をされてるということなんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)
フリースクールとまではちょっといかないですね。とにかく学校に足を運ぶんだけども行けないという子を一時的に、ですから例えば毎日そこに登校してるんじゃないかと、週に1回か2回来る子もおります。そういう対応ですね。

先ほどのCCDは、そういう子ほど肌をつき合わせてコミュニケーションしなけりゃいけない。遠隔でして、どうだろうかと思えますね。

議長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)
教育長がおっしゃるようにコミュニケーションが必要なので、本当は会っ

た方がいいんですけれども、学力の面だけいうと、おくれをとるとよりわからなくなるので行きたくなくなるというのがもっとふえてくるので、学力の面で、だからCCDをつけたから訪問しなくていいとかいうことではなくて、一つのツールとしてしていただければいかがかなというふうに思っております。

この体罰、いじめ、不登校とずっと大きな問題がある中での学園都市ということで先ほど質問させていただきましたが、なかなかやはり高校、大学となると連携というつながりが難しいということだったんですが、小1のプログラムとしては、幼稚園、保育所と連絡というか連携をとっていこうということなんですが、具体的にはどのような形でしていこうと思われてますでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

これはもう現にやっております、年に2回ですかね、すべての幼稚園の方と、それから小学校と、それから子どもと一緒にいるんな協議をしております。そしてそれが終わった後は個々の子供についてやってるし、場合によっては幼稚園から小学校に参観に来られるし、その逆もやっております。ただ、年間それが数が2回ぐらいかな。ですから、それを少しふやしていくこともいいのかな。個々には必要な子は何度も行ってますけども、基本大体2回ぐらいやっています。

議長 長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

年に2回ということなんですが、今後回数をふやししながら、やはり連携が必要かなと。できれば大学、高校というのも長与町の中にあって、学園都市というので長与町をPRしておりますので、ぜひともそのあたりも取り組んでいただければと思います。

最後に、体罰、いじめ、不登校の問題を通して、学校というものが、これまでの閉鎖性とか画一性とか、そういうところがあるのでこういう問題に発展してるかと思うんですね。だから本当にこの問題に取り組むのは非常に難しいと思うんですけれども、閉鎖性とかを考えた場合に、教育長としてはどんなふうにしていけばいいと思われておりますでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

我々が受けたときと今を比べて、学校は本当に開かれてますよ。例えば学級王国といって、このクラスは自分が一人でするんだという風潮だった、昔は。でも今はTTといって複数の教員が入って、だれでも自由に入れる、学校の中では。つまり一人の教員じゃなくて複数の教員が指導に当たる場面が本当に多くなりました。それから学校開放日というのが、それぞれの学校、

何回もやっていますけども、自由に学校を参観していいということで、例えば民生委員さんたちが学校を回ってこられて子供たちの授業風景を見て、子供たちが、あ、おばちゃんとか、こう手を振ってる、そういう微笑ましい光景もあるし、終わった後は学校給食と一緒に食べて、そして翌日は危険箇所を点検して回るということで、いろんな学校を開放する機会は本当にふえております。いろんな行事で議員さんたちがいろいろ応援に来てくださる、これも一つの学校開放の方法だろうと思うんですね。ですから、閉鎖的というのは今は余り当たらんのかな。もっとオープンにしてもいいのかなと思いますけども、結構今開かれております。開かれた学校というのを目指しているわけございまして、そういう状況でございます。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

閉鎖的というと、事件が起きたときも報告がずっとおくれてしまうとかいうところでやはりそういうもとの閉鎖的な状況がかかっているのではないかなと思ったので、ちょっと御質問させていただきました。済みません。

いろんな体罰、いじめ、不登校、これからも問題はなかなか一挙におさまるといってはいけません。日ごろからの教育長の指導でありますとかサポート体制とかが必要になっていくと思いますので、それを進めていながら、体罰、いじめ、不登校の件数がゼロになりたいということで、ゼロを目指して取り組んでいただければというふうに思います。

次に、健康づくり政策についてお尋ねをしたいと思いますけれども、健康づくり政策の中で、特定健診というのがあると思うんですが、この特定健診の実施率が厚生労働省の発表では45%となっております。去年より増加しているということなんですが、この長与町においてはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 特定健診の受診率になりますけども、22年度が30.6%、23年度が38.9%と長与町においても受診率は向上いたしております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

長与町でも向上しているということですが、全国の平均より低いかなと思うんですが、そのあたりはどのように考えられていますか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 特定健診は今、長与と時津の医療機関で受診できるようになってるんですけども、私どもとしてはその辺を、長崎市に通ってる方が結構いらっしゃいますので、長崎市の方へも受診できないか、長崎市の医療機関で、そういう

ふうな協議を長崎市の方としてるんですけども、まだそれが結論に至っていないと。ですからそちらの方にちょっと力を入れて、長崎市でも特定健診できるようにすると受診率の向上につながるんじゃないかと考えております。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 そうですね。ぜひ長崎でも受けれるようになるといいかなというふうに思います。

この健診受診率が低いと何かペナルティーがあると言われてたと思うんですけども、この部分がどうなってるのか、本当にあるのかどうかというところで御確認したいと思います。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険 課 長 (小佐々司君)
 お答えします。

当初そういうふうな予定だったんですが、結局最終的には特定健診を実施していない自治体、そちらのみの適用になっております。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 わかりました。

次に、平成25年度の取り組みというところで、先ほど早期発見、早期治療に努めるということではありましたけれども、この25年度から新しい取り組みというのはございますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険 課 長 (小佐々司君)
 がん検診につきまして、特定の年代に達した方について国の補助を受けましてクーポン券を発行しまして、それぞれがん検診を無料で受診していただいているんですけども、その方々について、今年度から電話による受診勧奨だけじゃなくはがきによる受診勧奨を行っていかうと考えております。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 受診勧奨とかの取り組みではなくて、健康づくり事業として何か新しい取り組みがあるのでしょうかということで答弁いただければと思います。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険 課 長 (小佐々司君)
 お答えします。

饗庭議員さんの質問の中にもありました健康ながよ21ですけども、これ

が第1次が24年度で終わります。新たに現在25年度からの健康ながよ21、2次版を策定中ではありますが、その中で、新たに健康寿命の延伸と健康格差の縮小という2つのテーマを大きく上げまして、それに向かって25年から34年までの10年間、町民の健康増進に努めていこうと、これが大きなテーマになっております。

議 長 (山口経正議員)

響庭議員。

1 番 (響庭敦子議員)

何か具体的な内容があるのかなと思ってちょっとお聞きしたんですけれども、今からつくられるということかなというふうに思いますので、一つ、長与町の町民の方から、健康づくりという観点から、今、公園に子供の遊具は置いてあるんですけれども、ここに高齢者の遊具を置いてはどうか、それが、高齢者の方が公園で、ジムに通わず健康になると、これが健康というところで健康づくりにいいんじゃないかという提案が出ておりまして、長崎市では既に取り組んでおられまして、今度、上長崎公園に3月にできますというところで、あと市の陸上競技場にもありますということで、長与町にもぜひどうかという御提案なんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 私も以前、老人クラブの会長さんにお会いしたときに、テレビでもしよったよと、公園にああいうのがあれば本当、我々も、お金をかけずにといったらなんですけども、足腰も丈夫になってよかるといねというお話はいただいたことがあるんですけども、その辺については、ほかの所管と今後検討させていただくということになってくるんじゃないかと思っておりますけども。

議 長 (山口経正議員)

響庭議員。

1 番 (響庭敦子議員)

ぜひ検討していただいて、映像を見るからには何か楽しそうで、これでいくと長生きできるかなみたいな感じがありますので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

次に、がんの受診率なんですけれども、何か横ばい状態にあるかなというふうに思うんですが、この受診勧奨として、ツールとしてはホームページがあると思うんですが、私はホームページで検診というのひいてしてみたんですが、なかなか検索で出てこないというところで、ホームページでのPR自体はどのようになっておりますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 申しわけありません。現在のところ行ってません。

議 長 (山口経正議員)

1 番 (饗庭敦子議員)
 情報を発信するツールとしてはホームページも必要かなと思うんですけども、そのあたりは今後御検討いただくということで理解してよろしいんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)
 検討させていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 もう1点、がん検診受診率向上のために夜間と休日対応というのがあると忙しい方も受けれるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりはどう考えられますか。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)
 今、がん検診につきましては、たしか5月からだったと思うんですけども、11月の期間限定といったらなんですけども、その期間でやっております。これは長年、西彼杵医師会との契約の中でそういうふうな方向で進んでますので、今提案いただいたことについては現時点ではちょっと無理かなという感じがしております。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 その無理かなというのは医師会の意向があって無理かなということなんでしょうけれども、そのあたりをぜひ長与町としても詰めていった方がいいかなと思うので、町長は医師会への交渉をしようかなというふうには思われませんか。

議 長 (山口経正議員)
 町長。

町 長 (吉田慎一君)
 長与では、健康ながよ21ということで、そもそも各年齢層、若い人から御高齢まで元気で長生きをしていただきたいということで、そして非常に全国的に医療費の増額ということもございます。そういうことも含めて、皆さん方が生き生きと、そして本当に楽しく人生を全うしてもらいたいというのがこの健康21でございまして、それをまた引き続きやるということでございます。

ただ、がん検診とか健康の促進というのはいろんなところでいろんなツールを通じて発信をしてると思います。私も、特にがんということになります

と非常に重くて、大体わかるのは自分が自覚症状があったとき、それから健康診断でわかるというようなことをごさいまして、一番大きな根本的な問題は、検診を受けていただいて、その中でわかってもらうことではないかと思うんですね。しかし医師会との関係につきましてはこれからもいろんな形で御相談するというようなことで、今そういった距離感というのは非常に私どもも詰めてまいっておりますので、議員さんおっしゃるようなことにつきましても日ごろの会話の中でさせていただきたいと思っています。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

じゃあ、ぜひよろしくをお願いします。

次に、胃がん予防検診のピロリ菌検査なんですけれども、今、胃がん検診としての導入は難しいということでおっしゃられたかと思うんですが、今このピロリ菌が胃がん予防に重要だというのはいろんな報道もありますので御承知のことと思いますが、それが長与町でできないというのは、費用の面なのか、どういうことでできないというのか、そのあたりを教えていただければというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 ピロリ菌検査としましては、法の改正がありまして、今までは胃潰瘍とか十二指腸潰瘍の診断がなされた方だけできたんですけども、今度、内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた方も保険対象でできるように法が改正になってますので、できればこちらの方で受診をいただきたいと、そういうふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

法が変わってそういうふうに認められたので早期発見すると除菌が保険でできますよということですので、発見をするために検診をするわけですから、今されてるバリウム検査が、御高齢とかになられるともうバリウムを飲みたくない、寝返りをするのも嫌だということで、そういうところを取り入れたらどうか。国ではまだ取り入れましようという施策は出てないですけども、自治体によっては自治体独自の計画として立ててあるので、長与町でもそれを導入したらどうかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部 長 確かに今議員さんがおっしゃるようないろんな方法が出てきております。私どももバリウムに関してはいろんな意見をいただいておりますので、今言

われた中も含めまして今後検討していきたいと思いますので、よろしくお願
 いします。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 検討していただいて、医療費抑制にもつながると思うんですね。ただ1点、
 もう一つお尋ねしたいのは、もしこのピロリ菌助成を行った場合に費用とし
 てはどれくらいかかるかというのは概算できてますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)
 課 長 ピロリ菌の検査方法、いろいろあるんですけども、大体1万円程度で検査
 をして5,200円程度で除菌をすると、そういったふうな感じになってる
 と思います。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 1万円ということであれば今のバリウム検査のかわりにできるのではない
 かなというふうに思いますので、ぜひそのあたりを取り組んでいただいて、
 前回の9月議会でも同僚議員の質問があったときには考慮中でぜひ助成を考
 えていきたいということで御答弁をいただいているようですので、今回もぜ
 ひ、このピロリ菌というものを次の議会には助成できますというふうになれ
 ばいいかなというふうに思います。

最後に町長にお尋ねしたいんですけども、健康づくりの対策というのは
 いろいろ対策をされてますけれども、とても予防というのが今後大事になって
 くると思うんですね。今高齢化してる中で健康を保っていく、そしてこれが
 医療費抑制につながると思いますので、ぜひ長与町でも、医療費抑制につな
 がるいろんな健康づくりというのがこれからも必要かと思うんですが、他の
 市町村よりも一歩進めた健康づくり対策というのを考えていただければと思
 うんですが、町長が考える健康づくり対策というのを教えていただければと
 思います。

議 長 (山口経正議員)
 町長。

町 長 (吉田慎一君)
 今、全国で一番長寿の県は長野県なんですね。鎌田実先生という方がおら
 れるんですけども、この鎌田先生のやり方というのは、予防医学、つまり病
 気にかかってから医療にかかるんじゃなくて前もって予防をしようじゃない
 かということだろうと思うんですよ。だから、私はスポーツの面、それから
 文化の面、そして特にお年をとられた方の生きがい、友人づくり、こういっ
 たものが地域としてどうやっていけるかというようなことがまず前提になる
 と思います。それから保険医療の問題とか、運悪く病気になられた方に対し

ては精いっぱいできるような形のものをその都度対処していくと。まず前提にあるのはそういった健康づくりである、そういったコミュニティーの場を活発化していくと、そういうことだろうと思ってます。

議 長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
以上で終わります。

議 長 (山口経正議員) 場内の時計で15時25分まで休憩します。
(休憩15時10分～15時25分)

議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順14、安藤克彦議員の 町長の政策について、ふるさと納税への取り組みについて、高齢者の交通事故防止対策についての質問を同時に許します。

6 番、安藤克彦議員。
6 番 (安藤克彦議員)

では、早速通告順に従いまして始めさせていただきたいと思います。

大きな1つ目に、町長の政策について質問いたします。

吉田町長も町長に就任し1年足らずであります、今議会でちょうどすべての定例会を経験されたこととなります。1年前の選挙戦で訴えてこられたことも実際に行政をつかさどる立場になると簡単には思うようにならないことも見えてきたのではないかと思います。しかし、町民はあのときの吉田慎一さんの言葉や熱意に期待し1票を投じ、1年前の選挙戦で訴えてこられたことが実現されるのを期待しております。そこで、次の3点を質問します。

1、前町長と吉田町長の政策的違いは何ですか。また、吉田町長になって住民にとって何が変わったのか、あるいは変わるのかを伺います。

2、トップセールスの取り組み状況、また成果を伺います。

3、町独自の子ども手当の実現についてどのように考えているのか伺います。これは、当選翌日テレビ放送がされましたけれども、その中で吉田町長は発言され、テレビのクレジットでも表示されておりました。

大きな2つ目として、ふるさと納税の取り組みについてお伺いいたします。

平成20年4月公布の地方税法等の一部を改正する法律により、ふるさとを応援したい、貢献したいという方々の思いを形にするため、地方公共団体に寄附をした場合、住民税や所得税が一定限度まで控除されるふるさと納税制度が制度化されました。各自治体がいろいろな工夫やアイデアを出し、より多くの方々に応援していただき、住民のため活用しようと努力されています。そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1、ふるさと納税の実績と現状はどのようになっているかお伺いします。

2、ふるさと納税の推進への考えと課題は何かお伺いいたします。

大きな3番目に、高齢者の交通事故防止対策についてお伺いいたします。

2月の中旬から下旬にかけて全県に高齢者交通死亡事故多発警報が発令さ

れました。また、4月6日から行われる春の全国交通安全運動でも、重点目標の第1番目に本年度は子供と高齢者の事故防止が掲げられております。本町においては、平成24年中は高齢者事故は前年に比べ大幅に減少し、住民の意識の高まり、関係機関の取り組みの跡がうかがえます。しかし、本町における交通事故の4分の1ほどが高齢者であり、悲惨な事故をなくすためにもさらなる取り組みが大切であると考えております。よって、次の2点を質問いたします。

1、高齢者の事故防止に向けたさらなる住民の意識の向上を図るために、春の全国交通安全運動の重点目標の1番目に対しどのように取り組むのかをお伺いいたします。

2、電動車いす利用者に対する取り組みはどのようなことを行っているのかお伺いします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

皆さん、大変お疲れさまでございます。

それでは、安藤議員の御質問に対してお話をさせていただきたいと思えます。

第1番目の御質問でございます。1点目、前町長との政策的違いは何か、また何が変わったのか、変わるのかにつきましては、現在、御承知のとおり、前町長の時代から計画されておりましたけれども、高田南土地区画整理事業、西高田線街路事業、ごみ焼却施設建設のほか高田保育所の新築移転建設工事、多くの継続事業を進めておるところでございます。また、長与小学校建設工事については、昨年末に完成をし、旧校舎の解体工事等を予定しているところでございます。私は、この部分についての実現ということですね。速やかに安全に、かつスピーディーにこれを実現させていくというのが私の役目ではないかというふうに思っております。そのほか少子高齢化、この少子高齢化というのが非常に難しい問題でありますけれども、環境に配慮した町づくりなど、福祉の取り組みのほか、多くの福祉事業を実施しながら行政運営を行っているところでございます。

先ほども申し上げましたように、今後は特に少子高齢化に対応した町づくりとして、若い人々にとって魅力ある町、若い世代を町内に引き込むことで町民をふやす取り組みを図ってまいりたいというふうに思っております。その中の一つであります子育て支援策として、保育料の見直しを行い、子育て世代の負担軽減を図ってまいろうと思っております。さらに私立幼稚園預かり保育事業を実施し、幼児教育の振興及び充実を図ってまいります。加えて高田保育所の完成に伴い、延長保育にも対応してまいりたいと思っております。また、高齢者が元気に暮らす町づくりを推進するために、健康増進事業や文化活、体育活動のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。そのほかにも上下水道の改良、道路整備などハード事業のほか、福祉、教育、文

化、環境、医療や防災などのソフト事業について、総合計画を基本として、財政状況を踏まえながら優先順位を定め計画的な取り組みを行い行政運営を図ってまいりますけれども、その中には、先ほど申し上げましたように、情報インフラの整備並びに交通体系の整備、また図書館建設へ向けての具体的な取り組みなど、町民の皆様の声を聞きながら、伺いながら、きめ細やかな魅力ある町づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目のトップセールスについての御質問でございますが、先般、昨年1月28日から29日にかけて、本町の基幹作物でありますミカンの販売促進のため、長崎西彼農業協同組合の御協力をいただき、農協職員の案内のもと、同伴いただきました山口議長さんと一緒に主な出荷先であります東京都大田区の東京青果及び中央区にあります東京シティ青果へ訪問をさせていただいたところでございます。両市場ともに市場役員の方々との懇談の時間を設けていただき、販売促進のためをお願いをいたしましたところ、それぞれの好意的な対応をしていただいたわけでございます。成果につきましては、簡単には結果が出るものとは思っていないわけでございますけれども、今後何事にも必要なことについては積極的に出かけていき、長崎県を初め関係機関、団体との連携を図り、販売促進、各種施策の具現化を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

町長の施策について、3番目ですね。町独自の子ども手当の実現でございますけれども、平成22年度に児童手当から子ども手当へ、その後、平成24年度に児童手当に戻りました。手当額も1万円から1万3,000円へ、現在は1万5,000円へと変わり、児童手当法に基づき支給をしているところでございます。

町としましては、厳しい財政のもと、本年4月1日より低所得者階層を重点的に保育料の見直しを行い、子育て世代の負担軽減を図る予定でございます。今後も効果的な子育て支援を実施するため、総合的に調査検討してまいりたいと考えております。したがって、町独自の手当創設につきましては現時点では考えておりませんが、予算配分を考えながら今後の研究課題としてまいりたいと思っております。

2番目、ふるさと納税への取り組みにつきましては、ふるさと納税制度は地域間の格差を是正し、地域の活性化を図るために導入されたもので、生まれ故郷に限らず応援したい県や市町村に寄附すると、2,000円を超える部分について個人住民税の所得割の1割を限度に税額が控除されることになっています。

1点目の実情と現状につきましては、現在、ふるさとづくり事業、2つ目に地域福祉ボランティア活動事業、3つ目に青少年育成事業、4つ目に文化振興事業、5つ目に体育振興事業、6つ目に義務教育施設整備事業、7つ目に町長お任せコースと、この7つのコースを選定して寄附を募集しておるところでございます。本年度は1月末現在で3件の17万円、23年度は4件の32万円、22年度は4件の95万円となっております。

次に、2点目のふるさと納税の推進への考え方と課題の件ですが、課

題といたしましては、寄附をされた自治体は当然のことながら収入になりますけれども、逆に寄附をされた方の住所地の自治体では住民税の減額を行うことになり、自治体間の取り合いが起こるとというのが課題ではないかというふうに私は考えております。ふるさと納税の推進につきましては、周辺自治体への配慮もあって余り大々的なPR活動はやりにくいという事情がありますけれども、ホームページの内容を充実させるなどPRにも努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、高齢者の交通事故防止対策についてでございますけれども、3番目の御質問の1点目、春の全国交通安全運動重点目標の第1番目に対する取り組みにつきまして、県内における平成24年度中の交通事故の発生件数は7,032件、死者39名、負傷者9,138人で、そのうち65歳以上の高齢者は件数が1,784件、死者25名、負傷者1,297名となっております。また、長与町では発生件数が148件、死者はなし、負傷者は178名で、そのうち65歳以上の高齢者は発生件数が36件、死者はなし、負傷者32名という状況でございます。

昨年は幸いにも本町において死者はなかったところでございますが、事故件数に占める高齢者の割合は議員がおっしゃるように年々高くなっているところでございます。全国的にも、このような状況から、議員御指摘のとおり、春の交通安全運動の重点目標として子供と高齢者の交通事故防止が掲げられているところでございます。この取り組みといたしまして、運動期間中には交通安全広報巡回パレードや交通指導員並びに各団体や見守りボランティアによる街頭指導、広報車による朝の巡回広報、のぼり、横断幕による広報、広報誌、ホームページへの掲載などを予定をしております。

また、運動期間外におきまして、時津地区交通安全指導員による交通教室、老人クラブを対象とした交通安全講習会や交通安全ゲートボール大会の開催、高齢者の参加・体験型講習会等を開催しているところであり、これらの組織を継続して取り組みを継続していくこととしておるところでございます。

なお、昨年10月からは高齢者の事故防止のため、運転免許証自主返納に対する住民基本台帳カード交付手数料免除制度を設けているところでございます。

次に、2点目の電動車いす利用者に対する取り組みにつきましては、電動車いすは道路交通法におきまして身体障害者用車いすと規定され、歩行者として取り扱われております。また、法的な届け出義務はなく、町内の普及状況を詳細に把握することは現在のところ困難でございますが、関係機関へ照会を行ったところ、現時点でわかっている台数としましては15台で、そのほかにも直接販売店から購入、使用されている台数もあるものと思われま

す。現在のところ、町や警察署において安全講習会等は実施いたしておりませんが、民間が主催する電動車いす安全講習会が県内各地で行われております。今後の利用者の増加も予想され、電動車いすの利用者の交通安全の確保につきましては、警察や関係機関と連携して情報収集や適切な啓発に努めてまい

- りたいと考えております。
- 以上でございます。
- 議長 (山口経正議員)
安藤議員。
- 6番 (安藤克彦議員)
それでは、再質問に移らせていただきます。
- 済みません、都合上、再質問の順番を、1、2、3とあるのを、まずは2番、3番、そして最後に町長に直接お伺いするという順番でとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- ふるさと納税の取り組みについてということで回答いただいたんですけども、私も担当課から資料をいただきましたけれども、平成20年度に始まったふるさと納税ですが、合計で今まで、平成24年度まで、まだ25年度終わってませんので、179万7,000円と、18件という数字が出ておりました。まず、この数字を多いのか少ないと見るのかというのを一つと、あと町長はこの制度を町長になられる前から御存じでしたか。そして、過去この制度を町長は利用されたことがございますか。また現状をどうとらえるかということですね。ちょっとそここのところ、町長から答弁いただけますでしょうか。
- 議長 (山口経正議員)
町長。
- 町長 (吉田慎一君)
私が町長になる前からこれあったんだろうと思いますけれども、今回初めてこの質問で実はふるさと納税というのを知りました。私なりにふるさと納税につきまして勉強させていただいたわけでありましてけれども、答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、ふるさと納税につきましては、ほかの、東京に行ってる方が長与町を思ってお金を2,000円振り込むというようなことがあるかと思えます。しかし逆に長与町にいる人でいろんなところから来てる人たちがそこにまた振り込むということで、そういった部分でいえば、もう少し研究してみる必要があるんじゃないかなというふうに考えております。そして、先ほどありました179万、18件ですかね、これにつきましてはまだ詳しくは存じ上げてないところでございます。
- 議長 (山口経正議員)
安藤議員。
- 6番 (安藤克彦議員)
町長は御存じなかったということで、これからも、もしかしたらたくさん給料もらってらっしゃるのでやりたいと思うかもしれないんですが、私もちょっと調べたところ、公選で選ばれた職にある者は、どうもこれは公職選挙法にひっかかるのではないかとということもあるようですので、されないようにとりあえずした方がいいのではないかと思います。私も議員に声かけてするという方法もあるなと調べたときに、そういったことにちょっと行き当たりりました。

今議会でも一般質問の中で職員の給与削減の問題とか出ておりました。明るい話題ばかりではありません。アベノミクスが言われるようになって民間は給料を上げようとしている段階で公務員は給料を下げると、私はちょっと相反することを行ってるのではないかと思うんですけども、国の制度が変われば仕方ない部分も中にはあるのかと、もちろん給与は町独自で決められるんですけどね。

私はさきの一般質問で、長与町駐車場経営の効率化で何らかしらの財を確保できないか、自主財源を確保できないかということをお話ししました。今回何か歳入をふやすことができないか、あと歳出削減を考えてきました。その基本という考え方は、町民も職員も困らないという方法ですね、これが一番ベストじゃないかと思っております。そこで行き着いたのが、今回提案したいのがふるさと納税の推進ですね。ふるさと納税として、先ほど町長が説明されたことにも重複するかと思うんですけども、自分が住む市町村、あるいは他の市町村、都道府県、ありますよね。全国どこにでも、自分が寄附をしたい、納めたいところに納められるという制度ですね。それと、縁やゆかりがなくてもふるさと納税ができるというまたメリットもございます。ふるさと納税として寄附した金額は、先ほどもありましたけれども、2,000円を超える部分については、所得によって変わりがあるんですけども、一定額を翌年度の住民税、所得税ですかね、から免除されると、免除というか、引かれるという大きな利点がございます。

ふるさと納税を出した方に、市町村によってはお礼という形で何らかしらの商品や、あるいは商品には限らないんですけども、出している自治体が今は数多くあります。県内は、済みません、数多くはないんですけど、近隣市町村でいえば大村市、西海市、上五島町、商品の内容にもよるんですけども、川棚町とかも取り組んでいらっしゃると思います。このお礼を出すか出さないかについては首長の政策的判断に最終的にはなるのかなと思っております。特典を出さなくても、意識して取り組めばふるさと納税の寄附がふえるというのもまた事実ではないかと思っております。ただ、どうしても全国的な数字を見てみると、特典を出す自治体には寄附が多く集まっているというのもまた事実であります。一般にふるさと納税は都会に住む人が地方に寄附をすると思われがちなんですけれども、しかし実際の数字を見てみると、大阪市は年間、固まっではないと思うんですけども、大体1億円から2億円の寄附を集めてると、ふるさと納税を、横浜市では約2億円、姫路市とかでは特別に姫路城の改築にという項目を出したところ、かなりの寄附が出たと伺っております。

そこで質問なんですけれども、まずこの特典について、何らかしらの長与町としても考えられないのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。担当課でも構いません。

議 長

(山口経正議員)

税務課長。

税務課長

(田平俊則君)

今、安藤議員さんがおっしゃるとおり、県内の自治体においても、6自治

体ぐらいですかね、お返しをされてるところもありますけども、町長の先ほど答弁にありましたとおり、どうしても自治体間での取り合いという形に、寄附を受けたところは収入に上がりますけども、寄附をされた住所地の自治体、そちらでは税が控除になるということになります。それで、寄附に対してお返しという特典をやるかどうかということですけども、これはやはり寄附に対してはちょっとなじまないのかなと考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

ちょっと私ここは聞かずに終わろうかなと思ったんですけども、では本町に対しては179万7,000円が行われてますが、本町から出た寄附について数字をお持ちでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
税務課長。

税務課長 (田平俊則君)

23年度は5件の27万円、22年度が6件の119万円、21年度が9件の66万円となっております。

議 長 (山口経正議員)
安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

ということは、いただいた寄附よりも出た寄附の方が多いということですね。なぜかと考えたら、私の言わんとすることはわかりだと思えます。なじまないという、その、きれいごとと言ったらなんですけど、それだけで長与町からはお金が出ていく。自分たちに入ってくる方が少なくなっているという現実があるわけですよ。数は調べてませんが、全国、まずやってない県はない……。済みません、長崎県はやめたんですね。多くの市町村が取り組まれてます。

一つ紹介したいと思うんですけども、米子市、鳥取県の米子市ですね、ここは3,000円以上で米子市民体験パックというのをいただけます。米子市の名産品、あるいは米子市の地元企業11社から無償提供を受けた商品ですね、それを詰め合わせ、あるいは米子市の観光施設のチケットを詰め合わせて配付をしております。これが3,000円以上ですね。1万円以上2万9,999円未満になると、当然米子市でつくられたハムの詰め合わせ、米子市でつくられたお肉の詰め合わせとか、50何品目の中から、約60品目の中から選べるようになってます。当然寄附という観点からいうと、その辺とはなじまないんじゃないかというお話ですけども、じゃあこれなぜ皆さんがこういうことするかというと、どこの自治体でも渡しているものは地場でできたもの。県内でもそうですね。西海市では西海市でできた農産、大村もそうでした。五島市は海産品。自分たちの町でつくったもの、自分たちの市でつくったものを全国にアピールするんですよ。米子市ではさらに、特典として出したものをここで買えますよというPRもしてるんですよ、全

国にですね。さらに、実はこの特典をつけるようになると、インターネット上のあらゆるホームページでそのことが紹介されます。だから、自分たちでお金を出してPRしなくても、ホームページでアップしてくれるんですよ。そして、そこにたくさんの方が、長与町、ああ、こんなのがあるんだ、新着情報とかありますからね。そういったのを見ていただけるんですよ。じゃあ地場の特産品をアピールしていくという面から有効じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
税務課長。

税務課長 (田平俊則君)
確かに地場の、例えば長与町で申せばイチジクジャムとかミカンとかありますので、そういった面からいけば大いなアピールになるかと思えます。

議長 (山口経正議員)
安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

出ていくお金の方が多いのに、入ってくるお金が少ないのに、自分たちは何もせずにそうやって手をこまねいているという状況なんですよ、実際は。このふるさと納税も始まった当初というのはこういったのが余りありませんでした。平成21年度の後半あたりから少しずつふえ始めております。

もう1点紹介したいと思えます。兵庫県の香美町というところですけれども、ここは人口が1万8,948人、長与町よりもかなり少ないです。半分以下ですけれども、カニで有名な町だそうです。面積は369.08平方キロメートルと長与町とは比べ物にならないんですけれども、すごく物はあるんだけれどもアピールができないという町だったそうです。ここがふるさと納税を、今ちょっと資料が平成22年度のしかとれなかったんですけれども、こういったふるさと納税の、カニとかを、そんなに豪華なものじゃないと思うんですけども、気持ちとしてちょっと食べてくださいという程度のものを出すようにしたところ、現在1,219件、額にすると1,914万の寄附が今現在出ているということですね。

物で釣るような感じで、あんまり多分気持ちいいもんじゃないと思うんですよ、皆さんは。ただ実際、全国的にはもうそれが当たり前になりつつあり、自分ところで作ったものをアピールしていくというメリットがある。逆に、さっきトップセールスの話がちょっと出ましたけども、町長がトップセールスに行くよりも、これするとたくさんの方が自動的に見てくれる。自動的に手に入れてくれる。食べてもらえる。もしかしたら買ってもらえるかもしれない。もしかしたら長与町に来てもらえるかもしれない。これが全国対象にしなくても、町内の人でもいいと思うんですよ。丸田温泉の入浴券をつけましょうとか、町内で使える商品券をつけましょうとか、商品券は私ちょっとどうかなと思うんですけども、全国的には町内商品券とかいろいろあります。

この制度は納税者にとってすごくメリットがあると。先ほども申しました

けれども、例えば1万円寄附をしましょう、町に。すると、2,000円だけ引かれて、あとの8,000円分は税控除の対象となるわけですよ、翌年度の。翌年度の税控除の対象になるということは、もっといえば、本来所得税なんて一回国に上がるわけですよ。国に上がって、中間を吸い取られて長与町に戻ってくるわけです。それを長与町は丸々取ることができる、もらうことができる。住民にとっても、じゃあ2,000円分は手出しをする。でもやっぱりちょっと長与町から何かもらえるかなと、いただけるかなと、それが特産品であったり何かすれば、これはアピールも含め、あるいは税収の面からも含め、すごくいいことじゃないかと思うんです。今まで長与町ではホームページでぺらっと出してた。当然こんだけの金額しか入ってこなかったわけですよ。じゃあやっぱりここで何らかしら一財を確保するために動かんばいかんじゃないですか。ここは町長のトップの判断だと思います。よろしくをお願いします。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副町長 (浜野哲夫君)

過去のことをちょっとお話を私の方からさせていただきたいと思いますが、この法律ができたときに、町長さん方が集まってお互いに余り取り合いはせん方がよかでしょうねという話をされたということもありまして、この件については余り積極的にやらないのがいいのかなという判断もあったわけでございます。特に長与町は転入者が多い町でございますので、余りこういうのをやると長与の人がほかの町に寄附をしてしまうというようなこともあるし、そういうこともあって余り積極的な取り組みをしておりませんでした。よそがやるということであれば私たちも遠慮することないということになりますので、今後この件については十分検討してもらいたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

ちょっと町長の集まりの会合というのがよく私は理解できないんですけど、全国町村長会……。

(「県内」の声あり)

6番 (安藤克彦議員)

じゃないならば、県外からも取られるわけですよ。吸い取られるわけですよ、どんどん。それは私は余り理由にはならないんじゃないかと。副町長の答弁がありました、私、検討検討と、今まで何回か検討したけどだめでしたみたいな結果がありましたので、この件は町長にお伺いします。これはもう、やってみたい、だから検討するという形ではよろしいでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議長
6番

今いろんな経過等、そして今の状況等々もお聞きしましたので、十分に検討する余地があると思いますので、そういう形で研究してみたいと思います。

(山口経正議員)

安藤議員。

(安藤克彦議員)

じゃあ、それはやってみたいということで検討するととらえさせていただきます。

この件に関してはいろいろな問題点もあるかと思えます。例えばふるさと納税詐欺じゃないんですけども、自治体職員をうたって各地を訪問して徴収をしたという事例も過去事件でございましたので、そういったところにもお知らせ等で配慮するという方法が大事だと思います。

もう一つお願いというか提案なんですけども、現在の長与町の納税の仕方にも問題があると思うんですよ。集めてる市町村というのは、クレジットカード払い、あるいはホームページでの申し込みが簡単にできて、手続きがすごく楽なんですよね。長与町では、一たん長与町に申し込みをした後に、たしか書類が送られてくると、それによって納付をしないといけないと、すごく面倒じゃないかなと思いますので、こういったところの簡素化もお願いできればなと思っております。

さらに、今度国体がございますよね。国体でのアピールもできるんじゃないかなと思います。長与町に来ていただいた方に紹介をする。あるいは、今確定申告をやってますけれども、この制度を最終的に納税者が活用しようと思ったら確定申告というのを行わないといけません。ということは、確定申告に来られる方というのは大概毎年確定申告をされるわけですよ。そうしたら、こういういいメリットがありますよ、こういう制度がありますよ、ぜひ長与町に協力していただけませんかということで、毎年確定申告に来る方というのは、そこは面倒なく確定申告に来るから、じゃあ納税できるかもしれないねということで参加していただけるかもしれない。例えば確定申告の横に窓口をつくるとか、ふるさと納税制度の紹介窓口とか、そういったのもできるんじゃないかなと思いますので、検討をいただけたらと思います。

では、2点目に移りたいと思います。

高齢者交通安全事故防止対策についてということで答弁をいただきました。この安全運動期間中には、子供を守る意味では、交通少年団を初め安全協会、あるいは交通安全母の会、PTA、交通指導員、そして今では長与町内では欠かすことのできなくなった見守りボランティアの方ですね、この方々が積極的に取り組んでいただいております。ですが、高齢者に対しましては、一時期に高齢者が移動するということはありませんので、なかなかそういった活動ができないのが現状だと思います。ですので、先ほども答弁の中とかにもありましたけれども、高齢者に対する啓発というのはすごく重要じゃないかなと思います。私も一度ちょっと拝見させていただいたことがあるんですが、高齢者の方もなかなか、その場ではわかっているけども、実際には道路を横断したりとか、私も危険な思いというか、ちょっとひやっとした思いが数々

あるんですけれども、啓発活動にまさるものはもうないと思うんですよね。ですので、担当、所管の方も車で回ったりとかされておりますけれども、今後とも努力をお願いしたいと思います。

あと、のぼりの設置の件が先ほど出ておりましたけれども、私時々気づくのが、これは長与町とは限らないんですけれども、交差点内にのぼりを立てられて見通しが悪いというのがかなりあります。具体的に今はどこというあれはないんですけれども、そのところはのぼりの設置の際には十分配慮いただけたらと思います。

1点目は置きまして、2点目の電動車いすの利用者に対する取り組みについて再質問いたします。

まず、車いすの数が、これ15台、現状把握ですね。これは生活福祉部の方で把握している車いすという認識でよろしいでしょうか。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長 地域政策課長

(大津鉄治君)
お答えをいたします。

この15台と申しますのは、確認いたしましたのは、生活福祉部の福祉課を経由して購入をされた台数が6台ということと、あと介護保険関係で、介護施設、そういったところで利用されている事業所に問い合わせをいたしまして、その数が9台ということで、現在把握しているのが15台ということでございます。先ほどの答弁でも申しましたように、ただ市販されて独自に購入されて使用されてる台数もございますので、合わせればやはり数十台、30台、40台ぐらいはあるのかなということを想定いたしております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

そうでしょうね。商品名を言っていいのわかりませんが、スズキのシニアカーとかいうのが有名ですね。多分この15台というのは、本当かというか、これが本当に必要という方の分じゃないかなと。それ以外に高齢者の方で外出時の、ちょっと足が不自由だけでも歩ける人でもよく4輪の電動車いす、シニアカーって言ういいんですかね、に乗ってらっしゃる方をよく目にします。本町ではまだそこまで高齢化も、高齢社会にあるようなんですけれども、まだそこまで普及はしてないのかなと思うんですけれども、私、先日、島原に行く用事がありまして、島原に行っていると、諫早をまず通りますね。諫早ではかなり、天気がよかったですのでかなり見かけました。あと雲仙を通りましたので、雲仙でもよく見かけました。雲仙が歩道がないところをその車が、その車というか、電動車いすが通っていて危険だなと感じたんですけれども、この電動車いすというのは、先ほど答弁にもありましたけれども、歩行者扱いなんですよ。歩行者に対する政策としては、8次総合計画にも歩行者に対して反射材の着用を推進しますというふうでございます。

電動車いすに反射材をつけて効果があるのかわかりませんが、電動車いす自体には大体反射材がもともと自転車のようについてるというのも現状です。

ここでちょっと一つ提案なんですけれども、電動車いすで一番危険なのは向こうの目線が低いということですね、位置が。電動車いすに、諫早では、雲仙では、ポールを立てて旗をつけてたんですよ。カメさんマークがついてました。どの方もそれをつけていらっしゃいました。どういう経緯で入手されたかはわかりませんが、そういったことは所管としては把握されてますでしょうか。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

その件につきましては、メーカーに問い合わせをいたしましたときに、先ほど企業名が出ましたけれども、一番出ておる、そのメーカーさんでは、県内で購入された方については自社の名前がついた旗を配付をしておるということでした。それからあと、そのカメさんマークの旗につきましては、多分諫早市の方が、諫早の交通安全協会の方が講習会を開催した折に受講者の希望者に配付をした経緯があるということですのでございます。それからほかには西海市においても講習会の折に、これは外郭団体が購入した旗を配付をした、警察及び社協で配付をしたということですので伺っております。今把握しているのは以上でございます。

議長 (山口経正議員)

安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

市とか町が直接配ったというのではないようですね。では、長与町でこれは例えば入手は、メーカー以外とすると、現在入手が可能なのか、時津警察署とかそういったところで何かそういったようなことを行っているのかどうか、そこはわかりますでしょうか。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

これにつきましては、隣の時津町も数等についてはまだ把握をしてないということと、時津警察署においても現在のところ把握はしてないということですのでございます。ですので、先ほど答弁にも申し上げましたけれども、今後のそういった情報収集とともに、時津警察、安全協会とも連携をしながらそういった情報把握と、あるいはまずそういった講習会の必要性とか、そういったものも吟味をしながら、必要であればそういったやり方等もちょっと研修をしまして対応させていただきたいというふうには考えております。

議長 (山口経正議員)

安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

ありがとうございました。ぜひ、これは安全協会なり警察なり、あるいは町独自で予算立てをしてもいいと思います。台数的にもそんなに多くないですので、そんなにかかるものではないと思います。それで一人の命あるいは事故、逆に加害者側もそうですよね。大変です。そういったのがなくなればいいんじゃないかと思います。特に電動車いすというのは左折時に左側に並走していると巻き込まれやすいんですね。ですので、植え込みとかそんなのがあったりとかして、見た感じはいなかったんだけど、実際交差点に入るといたと、そういった出会い頭というんじゃないでしょうけども、基本は運転者の安全確認が大事なんですけれども、それは当然なんですけど、やはり車いすの方も身を守っていただくという手法で、歩行者にばたっとする反射材を配っております。それと同じ感覚、金額的には若干高くなるのかもしれないですけども、ふるさと納税でも使って導入をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1点、この車いすの利用者に対しまして、車いすの事故で全国的に、本町ではあってませんけれども、多く報告がされているのが踏切での事故ですね。踏切にはまるとか踏切の道路部分から外れて転倒するとかという事故も報告をされております。本町での踏切、先日同僚議員からの一般質問がありましたけれども、どういった基準で非常ボタンが設置されているのか。実は非常ボタンが設置されていないところ、あるいは片方にしかついてないところ、両方についてるところ、赤外線でちゃんと監視をされている踏切というのがばらばらになってます。その踏切の何か基準というのはあるんでしょうか。わからないならわからないでオーケーです。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長

(大津鉄治君)

この基準でございますけれども、直接今回お聞きをしたわけではございませんけれども、以前そういった踏切関係の要望とか、そういうお話の経緯の中で、非常ボタンとか、そういったものがついてるついてないとか、そういったものについてちょっと私も今回ついてるとことついてないところがあったというのが承知をしてなかったんですけども、ただそういった要望等についてはお聞きをして、立ち会って、改修等が必要な場合は対応できるものは対応しますという返答をいただいた経緯というのをお聞きをしております。ただ、基準については公表はしないということでお答えはいただいたということでございます。

議長 (山口経正議員)
安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

押しボタンは要望じゃなくてすべてに私はつけるべきだと思うんですよね。片方しかついてないというのは意味がないと思うんですよ。一方からしか押せない。それと、これはこれ以上余り言いませんけれども、1点、ボタンがついてても、どうせこれは高齢者は押せないだろうという場所について分

ですね。それは以前どっかの県で事故があったときに、高過ぎて押せないというのがありました。あと手前にフェンスがあって届かないと、高齢者には絶対、というのがございましたけれども、長与町、本町内にも足場が斜めになって、砂利が斜めになって、ボタンがついているポールが、上に基礎をつくられてるんですね。基礎が段があるもんだから、その基礎の上に乗らないと押せないんですけども、高齢者にとってはなかなか不自由じゃないかなと思っております。実際にこれは大変かもしれませんが、すべての踏切を確認されて、実際に高齢者が押せるかな、あるいは子供が押せるかなと、そこまでの確認をお願いしたいと思います。ちなみに今申し上げた踏切は、ちょっと踏切の名前を忘れたんですけども、大手宅配会社がある前のあの踏切ですね。あそこは片方しかありません。片方しかありませんし、ついているボタンは非常に高齢者にとってはきついんじゃないかなと思っております。まだそのほかにもついてない踏切等もありますので、そのところは検討が必要じゃないかなと思いますし、要望も必要じゃないかなと思います。

では、最後に、お待たせしました。町長に直接お伺いしたいと思います。

町長になられる前は数多くの個人演説会なり会合を開いているんなことをおっしゃってたと思いますし、ローカルマニフェストというものを作成して皆さんに支持を訴えられて町長になられたわけです。それで、当初しようかなと思ったんですけども、まだなっってすぐにしてもあれかなと思うので、私、約1年たった今回、ローカルマニフェストの検証じゃないですけども、ということで、まずやるのかやらないか、もう無理なのかと、町民そこを心配してるところがよくあるんですよ。よく聞かれます。ですので、この場でお答えをいただきたいと思います。

まず1つ目に、すぐ行う重要施策というのがございました。その中に、優先順位が高い方から3つ上げてくださいという中で、その1番目に情報公開、話を聞きガラス張りの町政を上げられてました。地域ごとに町民との懇談会を開催し情報を共有する、年4回とございましたが、現状のところを教えてくださいませんか。

議長 長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

私、ずっと選挙期間中に各地を回らせていただきまして、実際町民の皆さん方と懇談をするのが一番基本だというような形で言うておりまして、今期、私、町長になりまして懇談会を3回いたしました。当然またことし25年度もそれは続けてまいりたいと思っておりますけども、24年度中は本当はもう少ししたかったんですけども、3回で一応やったということでございます。

議長 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

私、立派だと思います。なられて、4回という目標は達成はできなかったかもしれないんですけども、聞くところによると、多忙の折、なかなか先方

との調整も手間取ったようで、ここまでできれば私は1年目としては御立派じゃないかなと思います。私が評価するのもなんですけれども。ただ、やはり今後はもっと開いていただきたい。というのは、実際に町報なりなんなり、町政だよりなりなんなりで、住民懇談会を町長としませんか、以前の町長はされてたんですよ、そういうふうな形で、募集をかけてました。あるかないかはわかりませんが、やはりそういうふうな感じで開かれてるんだぞということを見せていただければと思います。

2つ目に、町の活性化に伴うマスタープランの作成という、これはコンパクトシティー構想のことをおっしゃってるんだと、構想委員会とか、そういったことをおっしゃってるんだと思うんですが、私一つ聞きたいのが、商店街の活性化を町長はうたわれております。ただ、先日の一般質問から出てきたのは、榎の鼻に大型商業施設ができる可能性が高いと。これは商店街の活性化と相反することにはならないのか。実は商店街の方から、どうせ今よりよくなることはないよという話も出てます。人の流れが、どうしても多分あそこの上につくられると車で行かれる。商店街に車で来るといのはなかなかないんじゃないかなと思いますが、そのところをちょっと一つお伺いいたします。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今議員さんがおっしゃるとおり、ここにいらっしゃる議員さんも皆前地区の議員さんもいらっしゃいますけども、今のところハードの部分は即できるということは難しいんで、ソフトの部分で、ほろ酔いで町の飲食店街を使ってほしいというようなアピールの仕方とか、それからその場所を使って祭りをさせていただいたりとかという形で、そういった形で町の活性化というのを図っておるわけでありまして、残念ながらまだ根本的な活性化にはつながっていないわけでありまして。

続きまして、榎の鼻のイオンタウンが今計画をしております。これは組合主導で計画をさせていただいておりますけども、町としてはここに橋をかけて、長与の人たちが地産地消で物を買っていただくというような形で、そこから町外の時津町とか長崎市の方に行くんじゃないかと、そこから還流して長与の中心街の方に回ってくれるような動線が引けないものだろうかということで、マスタープランにおきまして、その中央商店街をどうするかということも考えていかんといかんだらうと。特に今、老人福祉センターとかいろいろありますけども、もし図書館とかいろいろなものがあったときに、その老人福祉センター等をこのまま置いていた方がいいのか、あるいはまたそこをPFIとかそういった形で何か利用した方がいいのかということのもまた違う視点で出てくる可能性だってあるかと思うんですよ。この部分についてはまだいろんなことをプラン中というような形でおるところでございます。

議長 (山口経正議員)

安藤議員。

- 6 番 (安藤克彦議員)
 これはとても難しい問題だと思うんですね。私は正直無理じゃないかなと思うんですね。長崎の浜町商店街の海沿いに大きな商業施設ができましたけど、あのときは一時的に人の流れは確かにできたんですね。ただ、やはり時期がたつとどうしても、他の商業施設もできましたのでその当時と変わったんだと思うんですけど、これは今後の推移を見守りたいと思いますし、コンパクトシティ構想委員会がどのような結論を出して町長がどのような判断をされるのか期待をいたします。
- その次に、行財政改革の具体策ということで優先順位を3つ上げられていて、一つあったのが、町民文化センターと書いてあったんですけど、多分ホールのことですね。それとコミュニティーセンター、これは多分交流センター等だと思うんですけども、運営状況の見直しということで、指定管理者制度の導入とうたわれておりました。この件についてはどのようにお考えか、どのようにされるのかお伺いします。
- 議 長 (山口経正議員)
 町長。
- 町 長 (吉田慎一君)
 文化センターのことでございます。ことし、今年度、時津町がカナリーホールで総理大臣賞ですかね、いただいたというのが新しいニュースでございますけども、長与というのは非常に私は文化都市だと思ってますので、この文化都市の一環として文化センターをもう少し活性化できないかなということ考えております。その部分につきましては、今からまだ、各所管の方とも今話をしています。教育委員会とも話をしていますけど、その中でいろいろ考えていきたいというふうに考えております。
- 議 長 (山口経正議員)
 安藤議員。
- 6 番 (安藤克彦議員)
 町長、文化ホールですから。文化センターではありません。
 所管とも話をしているということですが、じゃあ指定管理者制度導入等を担当課には検討するように指示をしているということで、担当課、お答えください。
- 議 長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。
- 生涯学習課 長 (和泉嘉彦君)
 文化ホールにつきましては、私ども生涯学習課が所管しておりますけども、町長から指示を受けております。カナリーホールさんとか、実際されてるところの状況をお聞きしたりしながら状況確認をしているところでございます。
- 議 長 (山口経正議員)
 安藤議員。
- 6 番 (安藤克彦議員)
 基本は低コストだと思うんですね。それと、町民に迷惑をかけない、今よ

りも質が落ちないというのが大事だと思います。

最後になりますけれども、経済活性化策の具体策の中に図書館が上げられてました。これはさきに同僚議員からも質問がありましたけれども、私もちょっと言おうと思ってたんですけども、早くもう出さんばじゃなかと思います。1年待たずに、とりあえず場所は指定をして、そこで考える、考えてくださいと、すると図書館選考委員会、教育委員会さんがつくってる委員会さんももっと仕事がしやすいと思うんですね。要らん仕事かふえないと思うんですよ。町民ももっと盛り上がると思うんですよ。ですので、そののころをお願いしたいと思います。

最後になりますが、今回の3月で退職される職員の方々、たくさんいらっしゃるとお聞きしております。今まで本町のために大変ありがとうございました。今後とも長与町の発展のために陰ながら支えていただければと思います。

以上、質問を終わります。

議長 (山口経正議員)

これで一般質問を終わります。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 16時26分)